第４期小松島市障がい者プラン

第６期小松島市障がい福祉計画

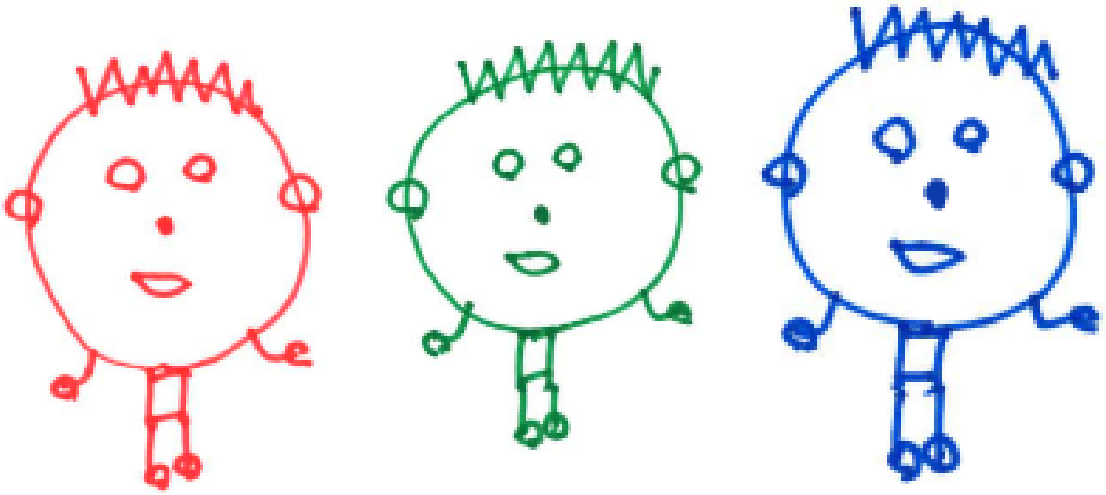

イラストは障がい者支援施設　みやま園利用者の作品です。

令和３年３月

小松島市

目　次

第１章　計画の基本的な考え方 1
　１．計画策定の趣旨 1
　２．計画の位置づけと期間 3
　３．計画の対象者 5
　４．計画の策定体制 5
　５．基本理念 6
第２章　障がいのある人を取り巻く状況 7
　１．小松島市の現状 7
　２．第３期障がい者プランの施策実施状況 14
　３．第５期障がい福祉計画の進捗 17
　４．アンケート調査等からみる現状 23
第３章　第４期障がい者プラン 55
　１．みんなが互いに認めあい、支えあうまち 56
　２．だれもが輝き、自立した生活を送れるまち 59
　３．安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち 63
第４章　第６期障がい福祉計画 68
　１．第６期障がい福祉計画における成果目標 68
　２．障害福祉サービスの内容と見込量 73
　３．地域生活支援事業の内容と見込量 78
　４．障がい児を対象とする事業の内容と見込量 87
第５章　計画の推進体制 89
　１．計画の進行管理 89
　２．計画推進体制の充実 89

第１章　計画の基本的な考え方

１．計画策定の趣旨

（１）計画策定の目的

小松島市では、平成 27 年３月に「第３期小松島市障がい者プラン」（平成 27 年度～令和２年度）を、平成 30 年３月に「第５期小松島市障がい福祉計画（及び第１期小松島市障がい児福祉計画）」（平成 30 年度～令和２年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

現行のこれら３計画は計画期間が令和２年度末までであることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や県の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、令和３年度を初年度とする「第４期小松島市障がい者プラン」、「第６期小松島市障がい福祉計画」及び「第２期小松島市障がい児福祉計画」を策定します。

（２）国や社会の動向

≪障害者総合支援法及び児童福祉法の改正≫

平成 28 年５月に障がい者が自ら望む地域生活を営めるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法」が一部改正され平成 30 年４月に施行されました。

≪第４次障害者基本計画の策定≫

平成 30 年３月に、地域共生社会（すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会）の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、⑥ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進の各分野に共通する横断的６つの視点で「第４次障害者基本計画」が策定されました。

≪第６期障害福祉計画の基本指針≫

国ではこのような障がい者に関わる法改正を踏まえ、「第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画」を策定するべく基本指針を見直しており、主なポイントとして、地域における生活の維持及び継続の推進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等における機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進、障がい児通所支援等の地域支援体制の整備、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築などを示しています。

≪新型コロナウイルス感染症への対策≫

令和２年１月に新型コロナウイルス感染者が国内で確認され、国では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止に努めています。

障がいのある方やその家族が家庭や地域で生活を継続していくために不可欠な障がい者支援施設や各種サービス等を継続して提供していくために、新型コロナウイルスの感染防止対策として、社会福祉施設等に対し、感染者が発生した場合の留意事項や衛生用品等の適切な管理、障害福祉サービス等の運営基準など柔軟な取り扱いについて要請するとともに、自治体に対し、視覚障がいのある方など、情報・コミュニケーション支援を必要とする方への相談先の周知、多様な情報提供など障がい特性を配慮した取り組みを要請しています。

（３）徳島県の動向

徳島県においては、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第 11 条第２項の規定に基づく「障害福祉計画」、障害者総合支援法第 89 条第１項の規定に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 22 の規定に基づく「障害福祉計画」を統合するとともに、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画として、平成 30 年３月に「徳島県障がい者施策基本計画（平成 30 年度～令和５年度)」が策定されました。

２．計画の位置づけと期間

（１）計画の位置づけ

①法的な位置づけ

第４期障がい者プランは、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」として、小松島市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

第６期障がい福祉計画は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、小松島市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障がい者プラン」の実施計画的な性格を有するものです。

また、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定める「市町村障害児福祉計画」も一体的に定めることとなっており、本市においても第６期障がい福祉計画の中で、障がいのある児童を対象とした事業について定めます。

【策定の根拠法及び計画内容】

	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第３項	障害者総合支援法 第 88 条第１項	児童福祉法 第 33 条の 20 第１項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 （国の第４次計画は令和４年度まで）	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 （計画期間は３年１期）	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 （計画期間は３年１期）

②各種計画との位置づけ

本計画は、国や徳島県の定める計画・指針等の内容を十分に踏まえながら、市の最上位計画である「小松島市総合計画」をはじめとする、関連計画との整合・調整を図りながら策定します。

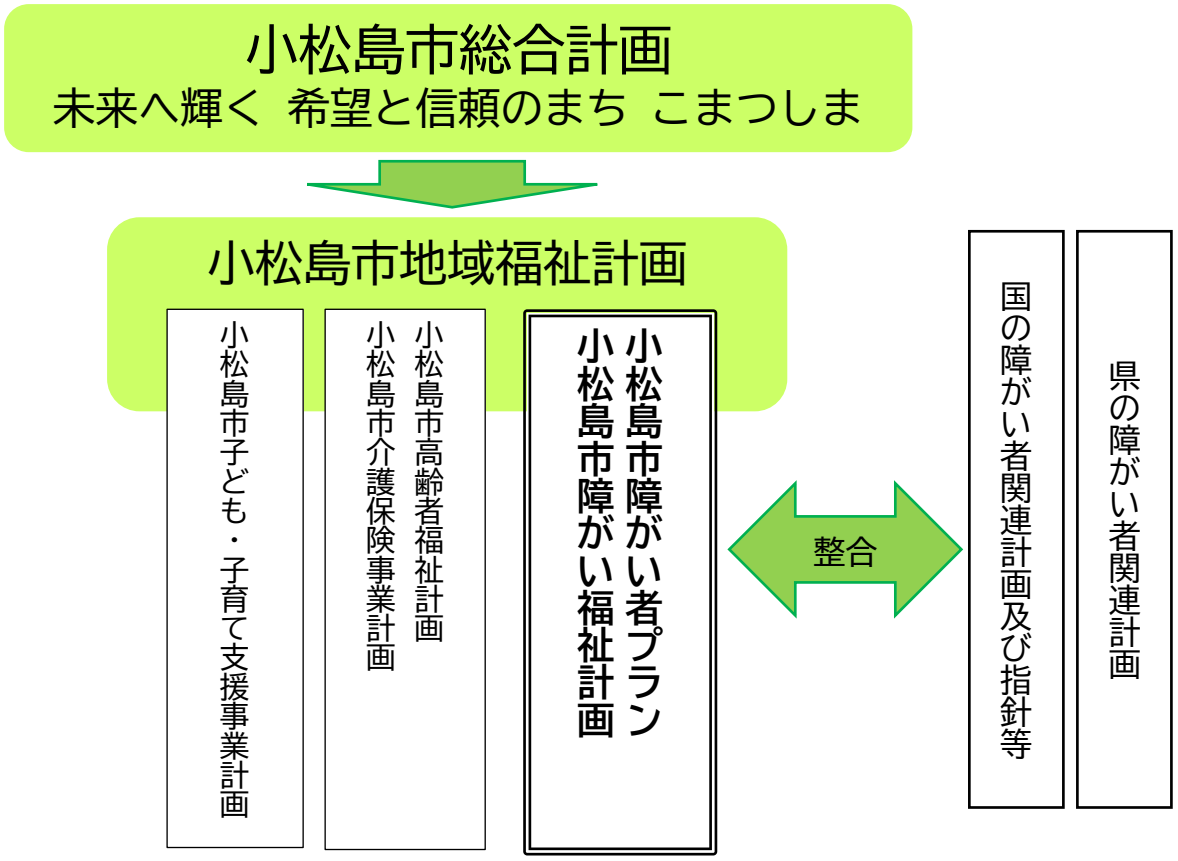

（２）計画の期間

第４期障がい者プランの期間は、令和３年度から令和８年度までの６年間とします。また、第６期障がい福祉計画の期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間となります。

前　期　計　画　期　間			本　　計　　画　　期　　間					
平成30年度	平成31（令和元）年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第３期小松島市障がい者プラン			**第４期小松島市障がい者プラン**					
（平成27年度から６年間）			（６年間）					
第５期小松島市障がい福祉計画（第１期小松島市障がい児福祉計画）			**第６期小松島市障がい福祉計画（第２期小松島市障がい児福祉計画）**			【予定】第７期小松島市障がい福祉計画（第３期小松島市障がい児福祉計画）		
（３年間）			（３年間）			（３年間）		

３．計画の対象者

計画における『障がい』とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などによる障がいを含む）をさすものとし、『障がい者（障がいのある人）』とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすものとします。

また、難病にかかっている人についても『障がい者（障がいのある人）』に含まれるものととらえ、難病にかかっている人に対象を限定した施策・事業などを除いて、『障がいのある人』に文中の表現を統一しています。

４．計画の策定体制

（１）策定委員会における審議

計画策定にあたっては策定委員会を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障害福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行いました。

（２）アンケート調査及びヒアリング調査の実施

障がいのある人の生活実態、各種サービス利用の現状、障がい者施策への意識等を把握するため、障がいのある人へのアンケート調査、サービス提供事業所へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査を行いました。また、障がいに対する理解の促進に繋げるため、市民に対してアンケート調査を行いました。

（３）パブリックコメントの実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民の方からの意見を求めました。

５．基本理念

本計画は、市の最上位計画である「第６次小松島市総合計画」で目標として掲げる都市像である「未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま」の実現、及び国が掲げる地域共生社会の実現に向け、前回計画の基本理念である「障がいのある人もない人も みんながいきいきと暮らし、支えあうまち こまつしま」を継承します。

『障がいのある人もない人も みんながいきいきと暮らし、
支えあうまち こまつしま』

また、基本理念の実現に向けて、以下の３つの基本目標を前期計画から継承します。

◆みんなが互いに認めあい、支えあうまち

障がいのある人も障がいのない人も、高齢者も子どもも、みんながお互いを認めあい、地域社会を構成する一員として役割を担うことで、人々の日常的なふれあいや支えあいがより活発に進められるような、ともに暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくります。

◆だれもが輝き、自立した生活を送れるまち

障がいのある人が基本的人権を持つ一人の人間として、自らの生き方を主体的に選択・決定し、社会活動に積極的に参加するなど、その有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送れるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくります。

◆安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち

障がいのある人を取り巻く様々な障壁を取り除くとともに、重い障がいのある人や障がいが重複している人を含め、障がいのある人個々のおかれた状況やライフステージなどに応じて、多様な制度・サービスの中から最も適した支援を障がいのある人が選択できるよう、生活基盤や支援の一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくります。

第２章　障がいのある人を取り巻く状況

１．小松島市の現状

（１）人口の状況

小松島市における総人口の推移をみると、減少傾向がみられます。

人口構成をみると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少している一方で、老年人口（65 歳以上）は増加しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	39,676	39,193	38,611	38,102	37,623
年少人口（15歳未満）	4,490	4,308	4,125	3,957	3,864
	11.3%	11.0%	10.7%	10.4%	10.3%
生産年齢人口（15～64歳）	23,070	22,540	22,015	21,511	21,035
	58.1%	58.0%	57.0%	56.0%	56.0%
老年人口（65歳以上）	12,116	12,345	12,471	12,634	12,724
	30.5%	31.5%	32.3%	33.2%	33.8%

（住民基本台帳：各年９月末現在）

※各人口割合は、年齢不詳を分母から除いて計算しています。

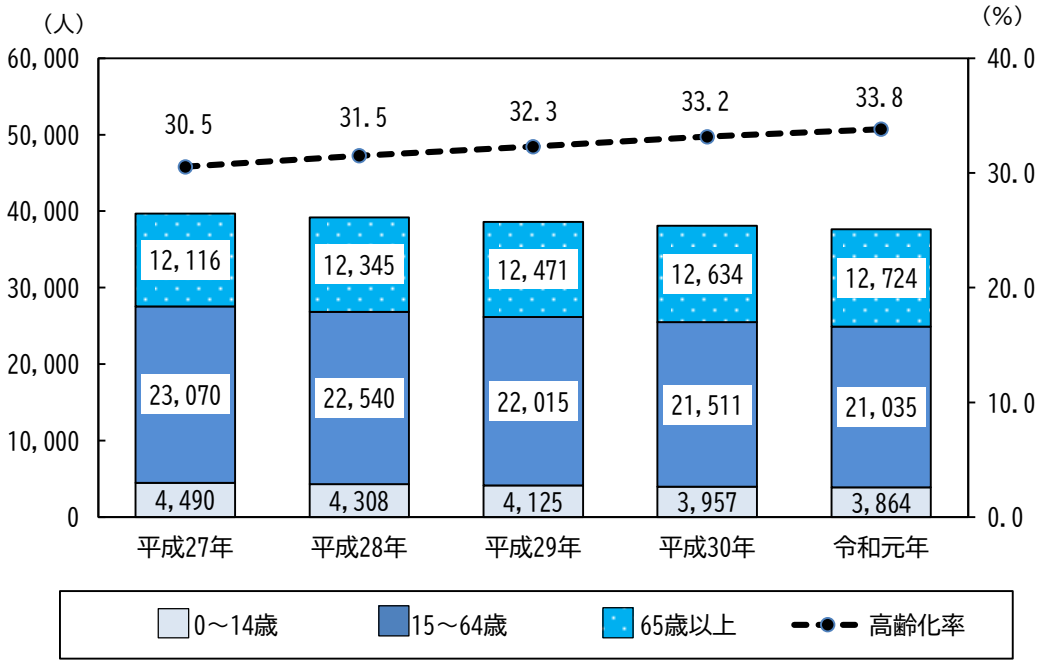

（住民基本台帳：各年９月末現在）

（２）障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にありますが令和元年度から令和２年度では減少して 2,356 人となっています。

【障がい種別障害者手帳所持者数】

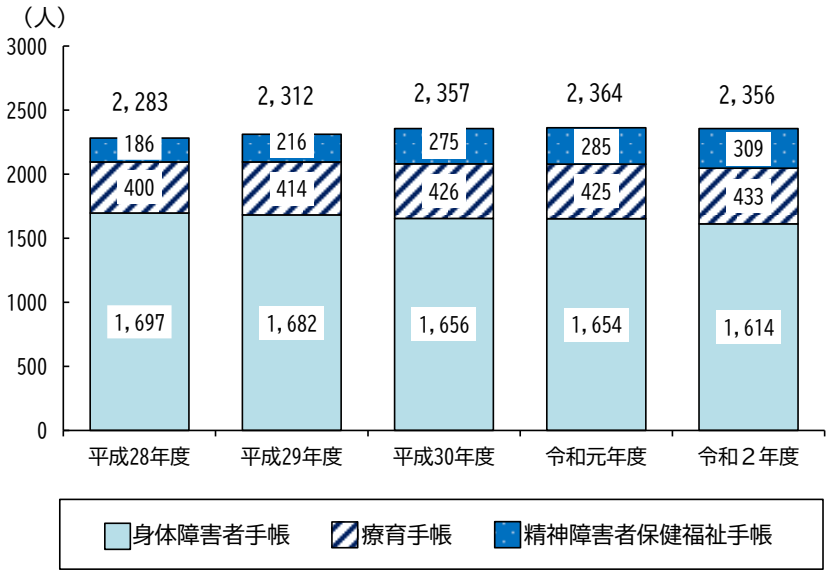

（各年４月１日現在）

①身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は年々減少傾向にあります。
年齢別でみると、18 歳未満の人数は横ばい傾向で、18 歳以上は減少傾向となっています。
等級別でみると、１級、４級、６級の減少が大きくなっています。
種別でみると、いずれも概ね減少傾向ですが、内部障がいのみ増加傾向となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数】

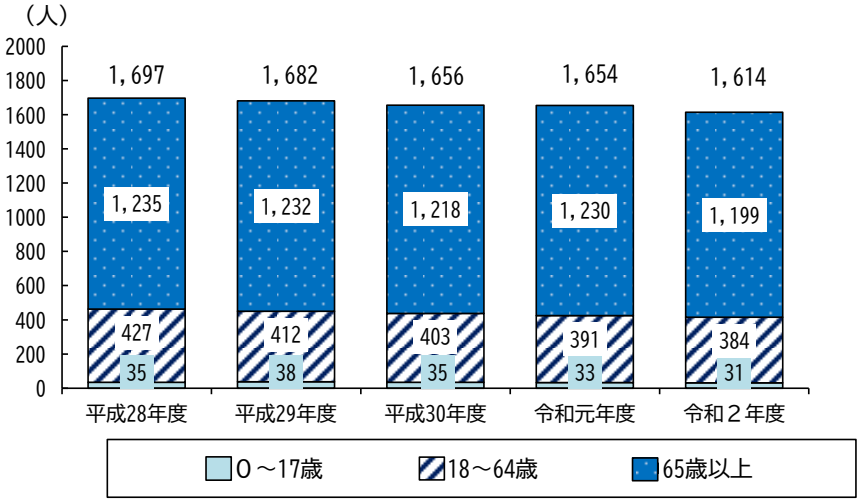

（各年４月１日現在）

【等級別身体障害者手帳所持者数】

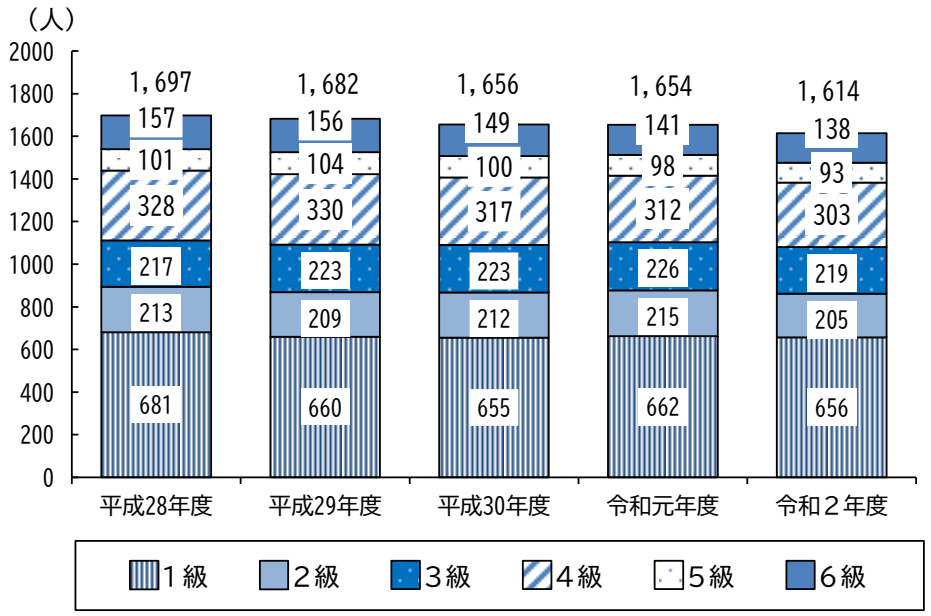

（各年４月１日現在）

【種別身体障害者手帳所持者数】

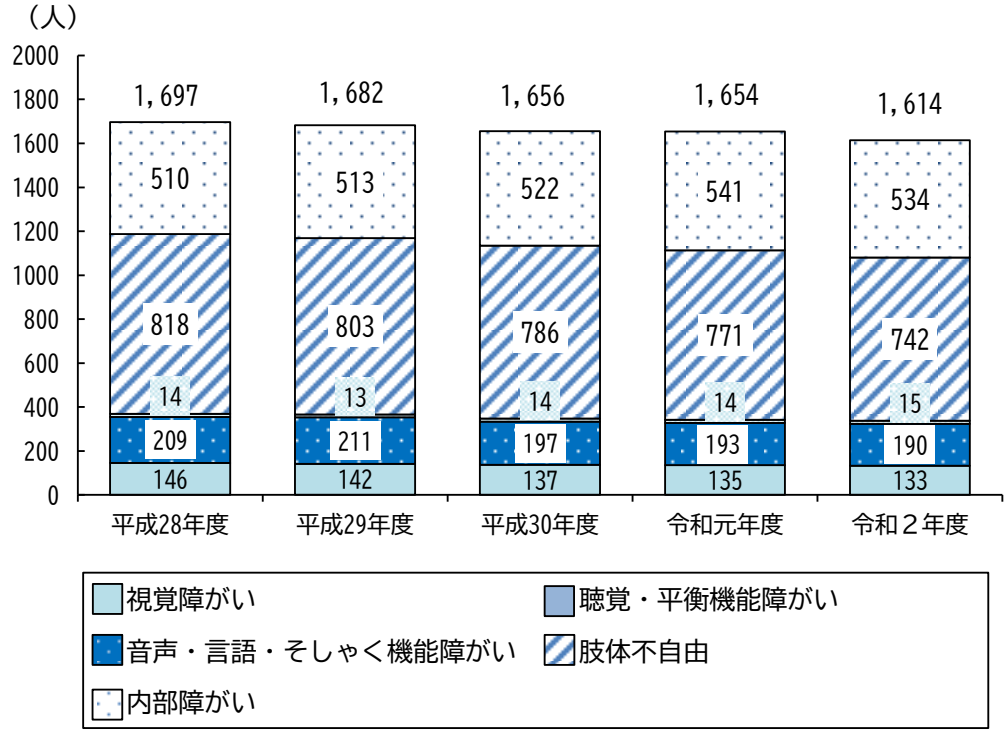

（各年４月１日現在）

②知的障がいのある人

療育手帳所持者数の推移をみると、年齢別では、18 歳未満が減少傾向で、18 歳以上は増加しています

等級別でみると、Ａ１、Ａ２、Ｂ１は横ばい傾向ですが、Ｂ２は増加しています。

【年齢別療育手帳所持者数】

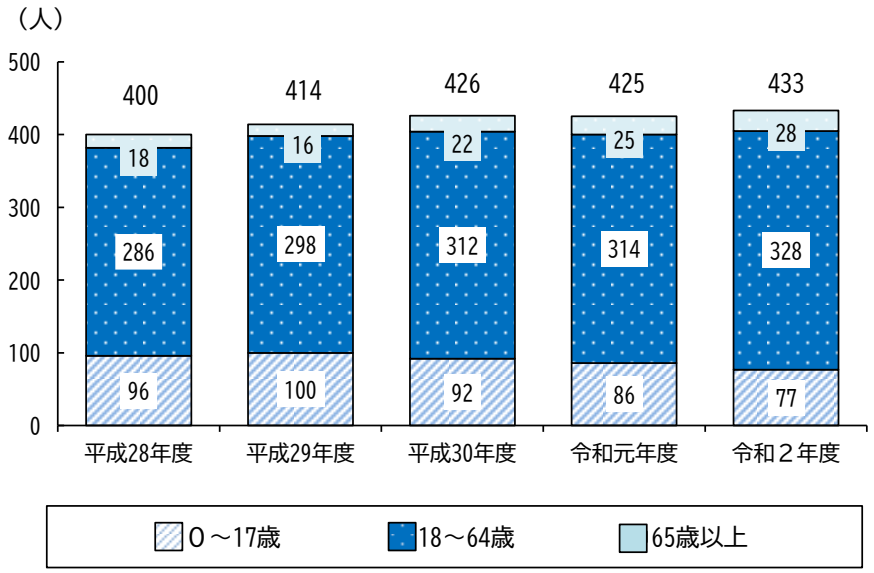

（各年４月１日現在）

【等級別療育手帳所持者数】

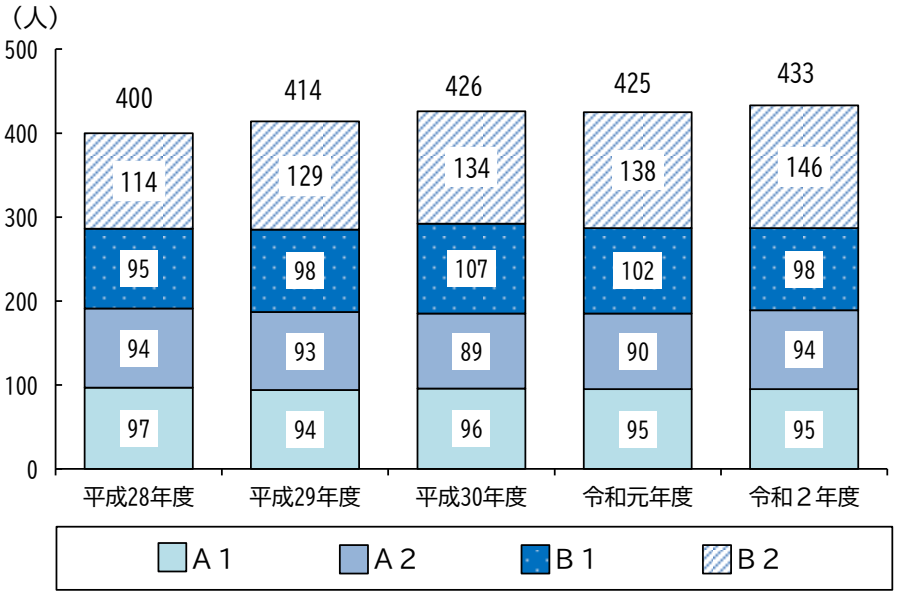

（各年４月１日現在）

③精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年齢別では、全体的に増加傾向にありますが、特に 18～64 歳で大きく増加しています。

等級別でみると、１級は平成 30 年度以降減少していますが、２級、３級は増加しています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

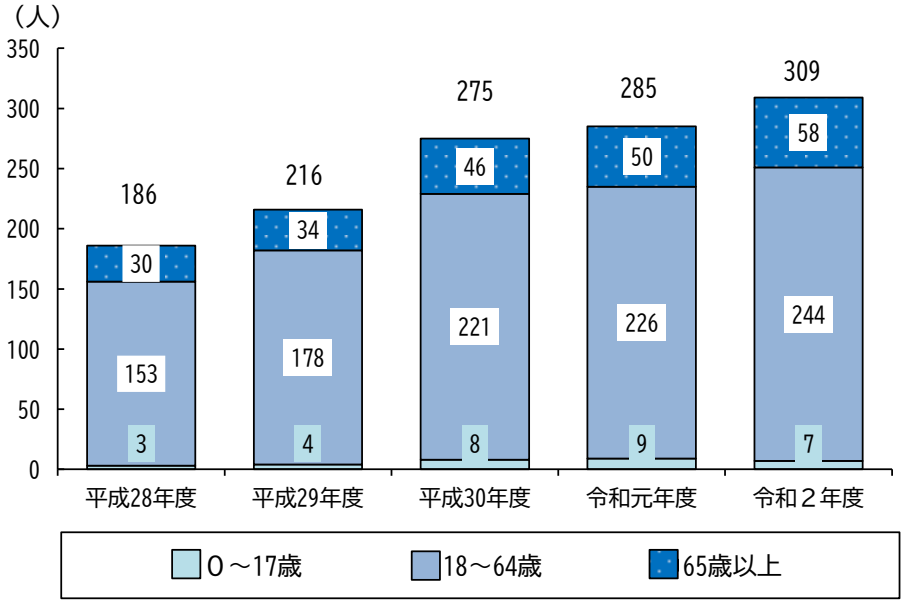

（各年４月１日現在）

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

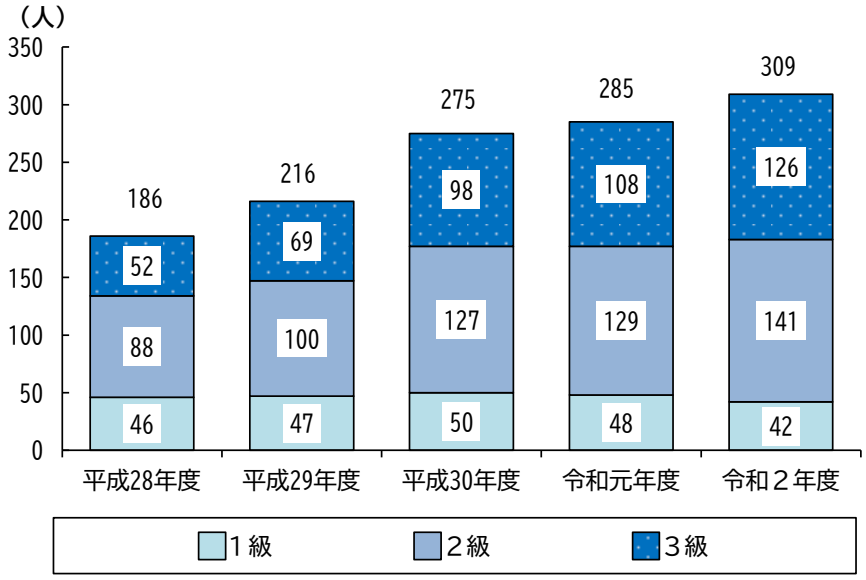

（各年４月１日現在）

④特定疾患医療給付受給者

特定疾患医療給付受給者数・小児慢性特定疾患医療給付受給者数は、平成 30 年度に減少しているものの、その後は増加傾向となっています。

【特定疾患医療給付受給者数・小児慢性特定疾患医療給付受給者数】

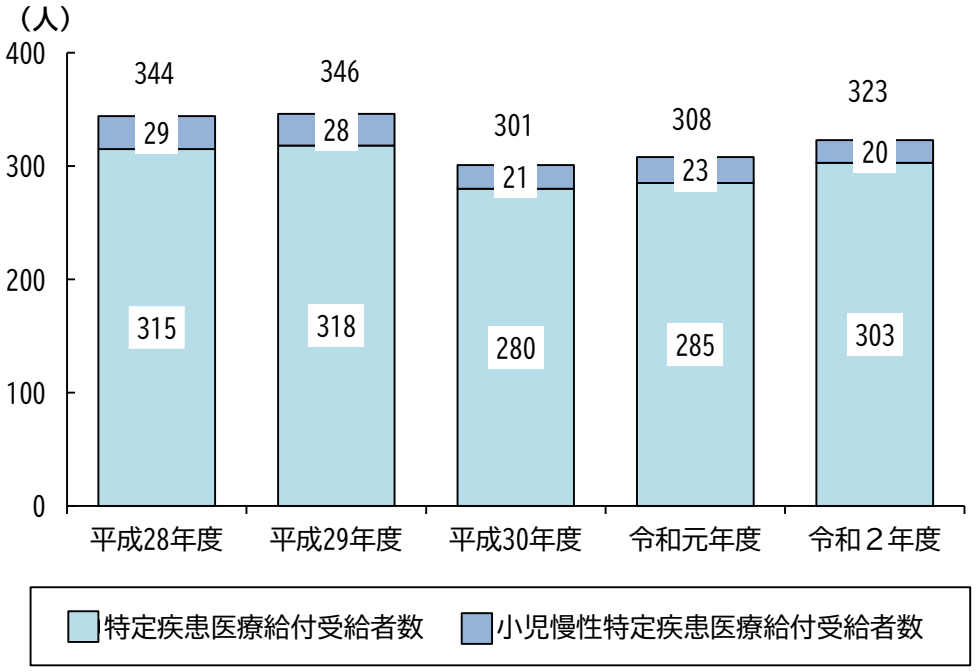

（各年４月１日現在）

（３）障がいのある子どもの状況

特別支援学級の在籍者数は、小学校、中学校ともに年々増加している一方で、特別支援学校の在籍者数は、小学校、中学校ともに減少傾向にあります。

【特別支援学級の在籍者数】

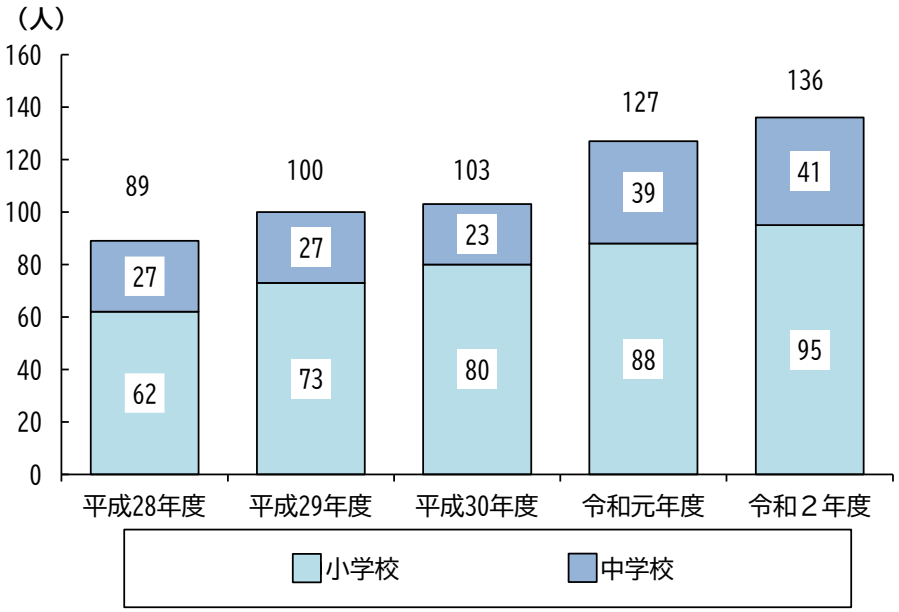

（各年５月１日現在）

【特別支援学校の在籍者数】

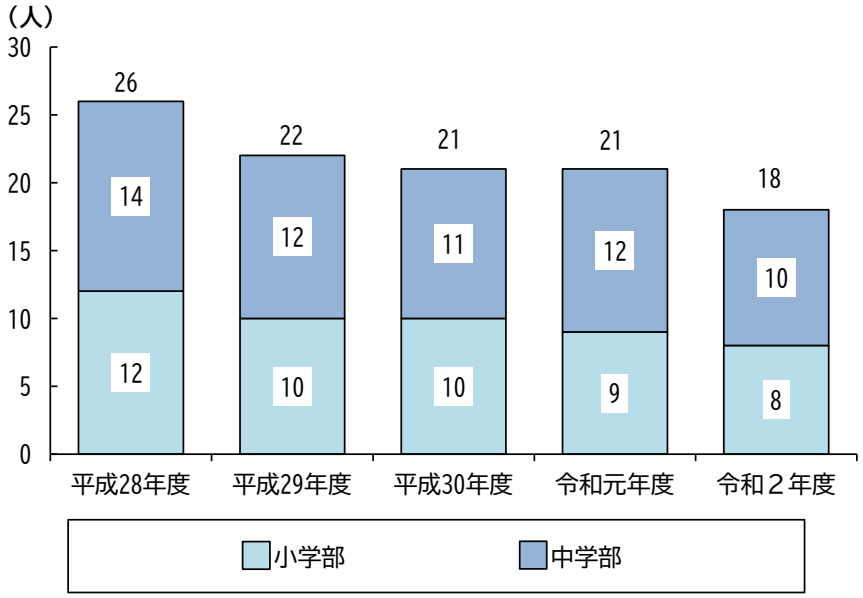

（各年５月１日現在）

２．第３期障がい者プランの施策実施状況

（１）基本目標１：みんなが互いに認めあい、支えあうまち

施策の体系		平成27年度～令和２年度までの実施状況
（１）啓発・交流	①心のバリアフリーの促進	・障がい者支援施設めぐりバスツアー、障がい者理解啓発キャンペーンの実施（介護福祉課） ・障がい者の人権をテーマとした研修会を開催（人権教育振興協議会） ・共同募金や歳末助け合い募金（社会福祉協議会） ・福祉まつりの開催：地区社協やボランティア、施設、福祉関係者で実行委員会を組織し、イベントを通して顔の見える関係づくり、交流の機会を提供（社会福祉協議会） ・地域支えあい啓発のフォーラム開催（社会福祉協議会）
	②福祉教育の推進	・小学校に出向き、障がい者理解促進授業の実施（介護福祉課） ・中学校：地元企業の協力による職場体験学習（学校課） ・各校と地域・企業・関係機関などが連携した福祉施設への訪問やボランティア体験、地域の清掃活動や資源ゴミ回収活動（学校課） ・総合的な学習の時間等において障がいのある人を講師として招くなど、障がいのある人に対する正しい理解の促進（学校課） ・小中学校での車いす体験の指導（社会福祉協議会） ・長期休暇中における、子供手話教室の開催、聴覚障がい者やボランティアとの交流（社会福祉協議会）
（２）地域福祉・緊急時の支援	①地域福祉活動の推進	・地域の実情に応じて多様なサービスを充実させるため、平成30年度より介護予防・日常生活支援総合の訪問型サービスＡを実施、また、令和２年度より通所型サービスＡを実施（介護福祉課） ・「生活支援体制整備事業」による地域での支えあいの促進（社会福祉協議会） ・民生委員や医療・介護など関係者で構成する地域ケア個別会議による地域課題や社会資源の把握（地域包括支援センター） ・「在宅医療・介護連携推進事業」による医療関係者と介護関係者の連携促進（医師会）
	②ボランティア活動の推進	・ボランティアの登録・紹介・相談（社会福祉協議会） ・傾聴ボランティアの養成講習会の開催と支援（社会福祉協議会） ・ボランティアコーディネーターによる研修開催（社会福祉協議会） ・ボランティア情報掲示板の設置（社会福祉協議会） ・介護予防サポーター養成講座を開催（地域包括支援センター）
	③防犯対策などの充実	・見守りシール（介護福祉課） ・消費者安全確保地域協議会開催（市民生活課）
	④防災・防火対策の充実	・障がい者災害時コミュニケーション支援ベストやシールの配布（介護福祉課） ・災害時要援護者台帳：訪問の上、避難経路等を一緒に確認し、個別計画を策定（介護福祉課） ・避難行動要支援者名簿：年１回更新（介護福祉課） ・聴覚障がい者に対する防災無線個別文字付受信機の貸与（危機管理課） ・障がい者災害時コミュニケーション支援ベストやシールを各避難所に設置（危機管理課） ・総合防災訓練の実施（危機管理課） ・聴覚障がい者に対するNet119緊急通報システムや緊急ＦＡＸの整備（消防課） ・地区社協や民生委員、施設等との研修会や訓練実施（社会福祉協議会） ・ネットワーク連絡会を組織し、地域の関係者（地区社協、婦人会、老人クラブ、民生委員、消防団）と地図を用いての情報の共有と見守り活動の充実（櫛渕地区社協） ・小松島市通学路安全推進協議会（警察、学校、国・県の道路管理者、防犯協会、市関係課等）：交通・防犯の両面より、校区の危険箇所の合同点検、ガードパイプの設置や信号機のLED化の推進

（２）基本目標２：だれもが輝き、自立した生活を送れるまち

施策の体系		平成27年度～令和２年度までの実施状況
（１）療育・教育	①障がいの早期発見・療育体制の充実	・乳幼児健診において、疾病又は心身の発達に精密検査が必要と診断された乳幼児に精密検査受診券を発行し医療機関で精密検査を実施している。また保健センターで関係機関と連携し発達相談や幼児教室を開催している。（保健センター）
	②障がいのある子どもの子育て支援	・令和元年10月より児童発達支援事業の無償化の実施（介護福祉課） ・家庭相談員を設置し、障がい児等の支援に努めており、必要に応じて保育所等における受入整備を図っている。（児童福祉課）
	③学校教育における内容の充実	・年度の初めに各校での引継ぎファイルの正しい理解推進のための特別支援学級新担任者研修会を開催（学校課） ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施。講師を招いての研修と情報交換会を通じて指導方法や指導内容についての理解を深めた。（学校課） ・知能検査についての技能を高めるために教育支援調査員研修会を実施（学校課） ・子ども一人ひとりに応じた教育を行うために各校で定期的に児童理解のための協議を実施（学校課）
	④教育施設の整備・充実	・児童の実態に応じた備品の整備を進めた。（学校課） ・在籍する児童の状況に応じて、必要な学校にシャワー設備や階段昇降機を設置（教育政策課） ・学校再編により新築した中学校はバリアフリーに対応（教育政策課）
	⑤進路指導の充実	・特別支援学校の拡大進路会議に出席し、障がいのある子どもの適切な進路について協議を実施（介護福祉課） ・障がいのある子どもの適切な就学を図るための事業を教育支援委員会で実施（学校課） ・関係諸機関との情報交換等を特別支援連携協議会で実施（学校課）
（２）雇用・就労	①就労支援のための体制づくり	・就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業所等関係機関と連携し、個々に応じた就労支援を実施（介護福祉課）
	②啓発の推進と雇用の促進	・障がい者対象職員採用試験の実施（人事課） ・障がい者活躍推進計画（令和２年度～令和６年度）の策定（人事課）
	③相談支援、職業リハビリテーション体制の充実	・地域活動支援センターの運営、機能強化に対する補助（介護福祉課）
	④福祉的就労の場の充実	・障がい者自立支援協議会等を活用し困難事例への対応、関係機関によるネットワーク構築、地域の社会資源の開発、改善等に関する協議を行い地域の課題解決を図っている。（介護福祉課）
	⑤福祉的就労の場の安定運営と機能強化	・優先調達の推進のため調達指針の策定と各課への周知（介護福祉課）
（３）社会参加	①外出支援の充実	・屋外での移動が困難な障がい者に対し、移動支援事業、視覚障がい者に対する同行援護等を実施（介護福祉課） ・自動車運転免許取得や自動車改造などの助成（介護福祉課） ・高齢者、障がい者に対するバス無料優待証の及び利用券の交付（市民生活課）
	②意思疎通支援の推進	・手話通訳者や要約筆記者などの派遣（介護福祉課） ・手話奉仕員養成講座の実施（介護福祉課） ・市役所窓口に手話通訳士の配置（介護福祉課） ・市役所に対話支援システムやヒアリングループ等の意思疎通支援機器を設置（介護福祉課、市民生活課、保健センター） ・補聴器等の補装具の交付、日常生活用具の給付（介護福祉課）
	③生涯学習・文化・スポーツ活動などの振興	・障がい者同士の交流や体験・研修の機会をもつことを目的に障がい者の生活訓練や本人活動支援、スポーツレクリエーション活動等に対する業務の実施（介護福祉課） ・視覚障がいのある方に月に１回ボランティア講師による対面朗読 ・来館できない方に対する配本事業の実施（生涯学習課・図書館）
	④社会参加の推進	・障がい者の社会参加を支援するため地域の実情に応じた様々な地域生活支援事業を実施（介護福祉課） ・屋外での移動が困難な重度障がい者に対し、移動支援事業を実施（介護福祉課、社会福祉協議会） ・講演会や運動教室等を開催（介護予防教室、元気アップ教室、まめまめ運動教室、阿波踊り体操教室、脳トレ教室、出張講座）（地域包括支援センター）

（３）基本目標３：安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち

施策の体系		平成27年度～令和２年度までの実施状況
（１）保健・医療	①健康づくりの推進	・ライフステージや健診結果に応じた母子保健事業、健康増進事業等を実施（保健センター） ・地域住民の健康維持増進を図ることを目的としたヘルスメイトとしてのボランティア活動（保健センター）
	②地域における医療体制の充実	・取り組めておらず、見直しが必要
	③地域リハビリテーション体制の充実	・関係機関の連携を深め、地域の課題解決を含めた総合的な支援を行うため、毎月、南部Ｉ障がい者自立支援協議会を実施（介護福祉課） ・サービス等利用計画に基づく、福祉サービスの展開（介護福祉課） ・在宅医療・介護連携として講演会、グループワークの実施（介護福祉課） ・地域ケア会議の実施（地域包括支援センター）
	④こころの健康づくりの推進	・住民や行政相談窓口担当者等に対し、自殺対策としてゲートキーパー養成研修会の実施（保健センター）
	⑤精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実	・小松島市自殺対策計画を策定し、その中で精神科医療一覧や相談窓口を掲載（保健センター）
（２）情報提供・相談支援・権利擁護	①広報・情報提供の充実	・市広報、ホームページ、市フェイスブックの活用による情報発信（介護福祉課） ・声の広報発行（介護福祉課、秘書政策課） ・ホームページのウェブアクセシビリティ対応推進として、記事作成ガイドライン作成、CMSのウェブアクセシビリティチェック機能の活用を注意喚起（電算管理課） ・転入者手続き一覧表等やおくやみハンドブックの提供（戸籍住民課）
	②相談支援体制づくり	・障がい者相談支援事業所に相談支援事業、虐待の防止と対応事業を委託（介護福祉課） ・市役所の窓口に社会福祉士、手話通訳士、保健師等の専門的な知識を有する職員の配置（介護福祉課） ・生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を、こまつしま生活自立支援センターで受付（生活福祉課） ・生活困窮者の早期把握のため各関係機関との連携（生活福祉課） ・消費者被害が疑われる場合の相談窓口である消費生活センターとの連携（市民生活課） ・市民のあらゆる悩みごとに対して相談を受け、助言を行う。また、適切な相談窓口や関係機関を紹介する心配ごと相談所の実施（社会福祉協議会） ・生活支援コーディネーターによる地域課題の抽出（社会福祉協議会） ・総合相談支援の実施（地域包括支援センター） ・個別ケア会議の開催による地域課題の検討（地域包括支援センター） ・友愛訪問（老人クラブ）
	③権利擁護の推進	・成年後見についての相談受付（介護福祉課・地域包括支援センター） ・南部Ｉ障がい者差別解消支援協議会を実施（介護福祉課） ・身寄りのない成年後見人等の支援が必要な方についての市長名での申立て申請（介護福祉課） ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用の普及啓発や情報提供（社会福祉協議会） ・対象者を支援する福祉・医療・関係職員向けの研修会開催（社会福祉協議会・地域包括支援センター）
（３）福祉サービス	①在宅生活の支援	・こまつしま生活自立支援センターの設置（生活福祉課） ・生活支援コーディネーターを配置（社会福祉協議会） ・日常生活自立支援（社会福祉協議会） ・暮らしのちょこっとサポート事業(シルバー人材センター)
	②日中活動の場の充実	・関係機関と連携し、適正かつ迅速に生活介護、日中一時支援事業等の通所型事業を実施（介護福祉課）
	③生活の場の確保	・南部Ｉ障がい者自立支援協議会・居住専門部会を開催（介護福祉課）
	④各種制度の活用	・関係機関と連携し、制度の周知と適正かつ迅速なサービスの利用に努めている（介護福祉課）
（４）生活環境	①ユニバーサルデザインによるまちづくりの普及・促進	・現在は普及・促進が十分ではありませんが、小松島市都市計画マスタープランに位置付けられた都市施設整備の方針に基づき、誰もが安全で快適に暮らせる都市空間の形成を図ります。（まちづくり推進課）
	②外出しやすいまちづくり	・道路の横断を要しない障がい者用駐車場の整備（保健センター） ・ヒアリングループ（携帯型）による、聴覚障がい者の聞き取りやすい環境整備（ミリカホール） ・屋外での移動が困難な重度障がい者に対し、移動支援事業を実施（介護福祉課、社会福祉協議会）
	③だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善	・障がい者の自立促進と介護者に対する負担の軽減を目指すため重度身体障害者住宅改造助成事業や身体障がい者に対する住宅改修事業、知的障がい者や精神障がい者に対する障がい者住宅改修支援事業等を実施（介護福祉課）
	④障がいのある人に配慮した住まいの拡充	・公募可能な住戸数が少数であり、優先入居枠の確保が困難であった等の理由により、住まいの拡充が十分に推進できていない。（住宅課）

３．第５期障がい福祉計画の進捗

第５期小松島市障がい福祉計画における見込量（計画値）に対する利用実績（実績値）は、次のとおりです。

（１）障害福祉サービスの利用実績

①訪問系サービス

訪問系サービスの利用者数については、令和元年度、令和２年度で計画値を上回っていますが、延利用時間については、計画値を下回っています。

【計画値と実績値（１か月あたり）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用者数（人）	118	118	100.0%	120	127	105.8%	122	156	127.9%
	延利用量（時間分）	28,080	24,740	88.1%	29,340	23,660	80.6%	30,600	29,016	94.8%

②日中活動系サービス

利用者数については、短期入所（福祉型）、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型で計画値を下回っていますが、その他の項目では概ね上回っています。

延利用日については、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、Ｂ型で計画値を下回っていますが、その他の項目では概ね上回っています。

【計画値と実績値（１か月あたり）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
短期入所（福祉型）	利用者数（人）	36	35	97.2%	37	33	89.2%	38	36	94.7%
	延利用量（人日分）	1,180	1,418	120.2%	1,240	1,334	107.6%	1,300	1,440	110.8%
短期入所（医療型）	利用者数（人）	5	6	120.0%	5	10	200.0%	5	10	200.0%
	延利用量（人日分）	120	164	136.7%	120	179	149.2%	120	180	150.0%
生活介護	利用者数（人）	128	127	99.2%	130	134	103.1%	132	145	109.8%
	延利用量（人日分）	29,880	28,702	96.1%	30,840	30,321	98.3%	31,800	32,770	103.1%
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人）	0	0		0	0		0	0	
	延利用量（人日分）	0	0		0	0		0	0	
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	6	5	83.3%	6	7	116.7%	6	9	150.0%
	延利用量（人日分）	780	733	94.0%	780	991	127.1%	780	1,278	163.8%
就労移行支援	利用者数（人）	14	10	71.4%	13	9	69.2%	12	5	41.7%
	延利用量（人日分）	2,520	1,498	59.4%	2,330	1,151	49.4%	2,140	640	29.9%

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
就労継続支援Ａ型	利用者数（人）	38	34	89.5%	39	41	105.1%	40	34	85.0%
	延利用量（人日分）	7,380	7,117	96.4%	7,560	6,711	88.8%	7,740	5,576	72.0%
就労継続支援Ｂ型	利用者数（人）	81	72	88.9%	87	71	81.6%	93	66	71.0%
	延利用量（人日分）	13,440	13,008	96.8%	14,220	13,291	93.5%	15,000	12,342	82.3%
就労定着支援	利用者数（人）	1	1	100.0%	2	1	50.0%	3	1	33.3%
療養介護	利用者数（人）	15	16	106.7%	15	17	113.3%	15	17	113.3%

③居住系サービス

利用者数については、令和元年度の施設入所支援は、計画値を上回っていますが、共同生活援助では下回り、自立生活援助は、利用がありませんでした。

【計画値と実績値（１か月あたり)】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
共同生活援助	利用者数(人)	31	27	87.1%	32	28	87.5%	33	23	69.7%
施設入所支援	利用者数(人)	74	72	97.3%	74	75	101.4%	74	73	98.6%
自立生活援助	利用者数(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

④相談支援

相談支援については、平成 30 年度、令和元年度では計画値を下回っていますが、令和２年度では計画値どおりの利用者数となっています。

【計画値と実績値（１か月あたり)】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
計画相談支援	利用者数（人）	365	301	82.5%	375	314	83.7%	385	385	100.0%
地域移行支援	利用者数（人）	0	0		0	0		0	0	
地域定着支援	利用者数（人）	0	0		0	0		0	0	

⑤障がい児支援

利用者数については、平成 30 年度、令和元年度の放課後等デイサービス、障害児相談支援、令和２年度の保育所等訪問支援では計画値を下回っています。その他のサービスについては、概ね計画値を上回っています。

【計画値と実績値（１か月あたり）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
児童発達支援	利用者数（人）	25	33	132.0%	25	28	112.0%	25	26	104.0%
	延利用量（人日分）	2,820	3,883	137.7%	2,820	3,022	107.2%	2,820	2,808	99.6%
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0		0	0		0	0	
	延利用量（人日分）	0	0		0	0		0	0	
放課後等デイサービス	利用者数（人）	98	89	90.8%	102	93	91.2%	106	122	115.1%
	延利用量（人日分）	12,120	12,231	100.9%	12,600	13,214	104.9%	13,080	17,324	132.4%
保育所等訪問支援	利用者数（人）	3	8	266.7%	3	10	333.3%	3	2	66.7%
	延利用量（人日分）	36	45	125.0%	36	71	197.2%	36	14	38.9%
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0		0	0		0	0	
	延利用量（人日分）	0	0		0	0		0	0	
障害児相談支援	利用者数（人）	120	113	94.2%	130	116	89.2%	140	178	127.1%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実配置者数（人）	0	0		0	0		0	3	

（２）地域生活支援事業の利用実績

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、いずれの年度も計画どおり実施されています。

【計画値と実績値（１か月あたり）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業については、いずれの年度も計画どおり実施されています。

【計画値と実績値（１か月あたり)】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

③相談支援事業

基幹相談支援センター以外については、計画どおり実施されています。

【計画値と実績値（１か月あたり)】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害者相談支援事業	実施個所数（箇所）	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	0		検討	0		検討	0	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
住居入居等支援事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成 30 年度は、計画どおり実施されていますが、令和元年度、令和２年度では、利用がありませんでした。

【計画値と実績値（年間の数値)】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人）	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業については、いずれも計画値が「検討」となっており、実施されませんでした。

【計画値と実績値（年間の数値)】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	0		検討	0		検討	0	

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業の利用者数については、平成 30 年度、令和元年度では計画値を上回っていますが、令和２年度では下回っています。手話通訳者設置事業については、計画どおりの設置数となっています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	利用者数（人）	80	90	112.5%	80	105	131.3%	80	56	70.0%
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

⑦日常生活用具給付事業

在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具については、いずれも計画値を下回っていますが、自立生活支援用具では上回っています。介護訓練支援用具では令和元年度、令和２年度で計画値を上回っており、排泄管理支援用具では、平成 30 年度、令和元年度で計画値を上回っています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護訓練支援用具	給付件数（件）	1	0	0.0%	1	3	300.0%	1	3	300.0%
自立生活支援用具	給付件数（件）	5	7	140.0%	5	8	160.0%	5	8	160.0%
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	13	6	46.2%	14	5	35.7%	15	2	13.3%
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	18	16	88.9%	18	9	50.0%	18	12	66.7%
排泄管理支援用具	給付件数（件）	1,300	1,338	102.9%	1,350	1,374	101.8%	1,400	1,392	99.4%
居宅生活動作補助用具	給付件数（件）	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の受講者数については、平成 30 年度では計画値を上回り、令和元年度は計画値どおりの受講者数となっています。（※令和２年度については新型コロナウイルス感染症まん延予防のため養成研修を中止しました。）

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話奉仕員養成研修事業	受講者数（人）	10	12	120.0%	10	10	100.0%	10	0	0.0%

⑨移動支援事業

令和元年度、令和２年度の車両輸送型の延利用量については、計画値を上回っていますが、それ以外については、利用者数、延利用量とも計画値を下回っています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
個別支援型	利用者数（人）	72	67	93.1%	75	61	81.3%	78	58	74.4%
	延利用量（時間）	7,920	7,353	92.8%	8,250	7,316	88.7%	8,580	5,500	64.1%
車両輸送型	利用者数（人）	5	3	60.0%	5	4	80.0%	5	4	80.0%
	延利用量（時間）	250	186	74.4%	250	348	139.0%	250	446	178.4%

⑩地域活動支援センター

実施箇所数については、各年度とも計画値どおりとなっています。利用者数については、各年度とも計画値を上回っています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	利用者数（人）	10	17	170.0%	10	14	140.0%	10	12	120.0%

⑪その他の事業

全てのサービスにおいて、計画どおり実施されています。

【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和２年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
福祉ホームの運営	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
訪問入浴サービス	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
生活訓練等	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
日中一時支援事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
社会参加促進事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
権利擁護支援	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

４．アンケート調査等からみる現状

（１）障がい者（18 歳以上）を対象としたアンケート調査

①調査概要

調査対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の所持者（18歳以上）から無作為抽出
実施期間	令和２年８月１４日～令和２年９月４日
調査方法	郵送による配布・回収
有効回答率	４４．６％　（配布数：８７３　　有効回答数：３８９）

②主な集計結果

◆日ごろ生活するなかで、どのようなときに介助や支援が必要ですか。

介助や支援が必要な場面については、「外出」が 38.8%と最も高く、次いで「お金の管理」(32.9%)、「薬の管理」(30.8%)、「身だしなみ」(27.5%)、「入浴」(26.2%)、「食事」(23.4%)と続いています。

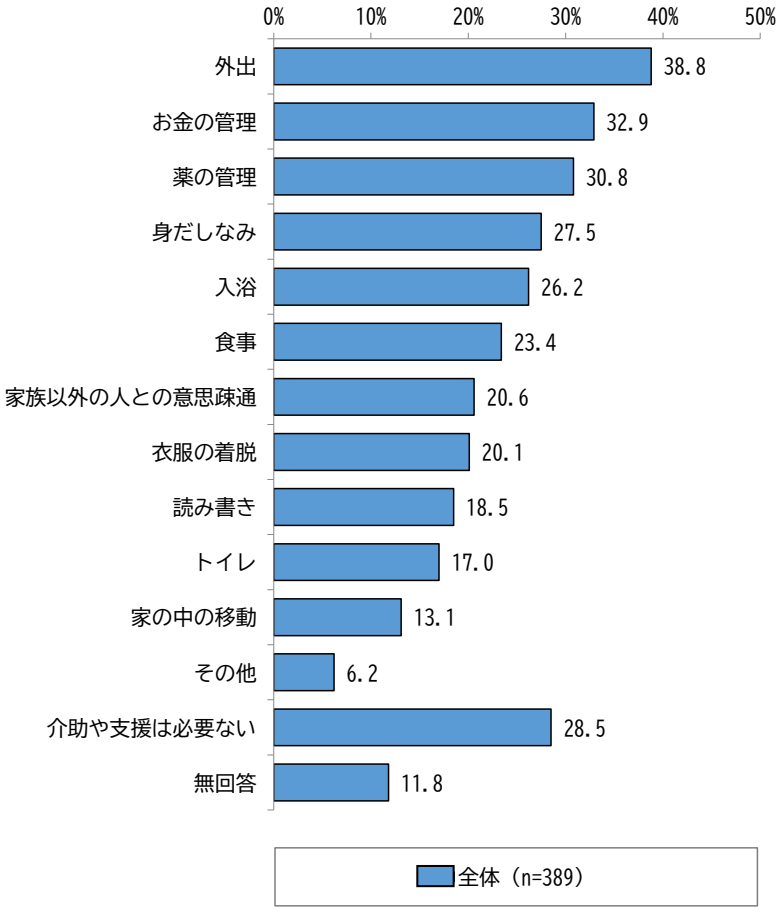

◆主に介助・支援してくれる人はだれですか。

主に介助・支援してくれる人をみると、「病院や福祉施設などの職員」が 38.7%と最も高くなっていますが、次いで「父や母」（33.6%）、「配偶者・パートナー」（25.1%）、「子ども・子どもの配偶者・孫」（15.3%）、「きょうだい」（12.3%）と続いています。職員やヘルパーだけでなく、障がいのある人の家族が介助しているケースが多いことがわかります。

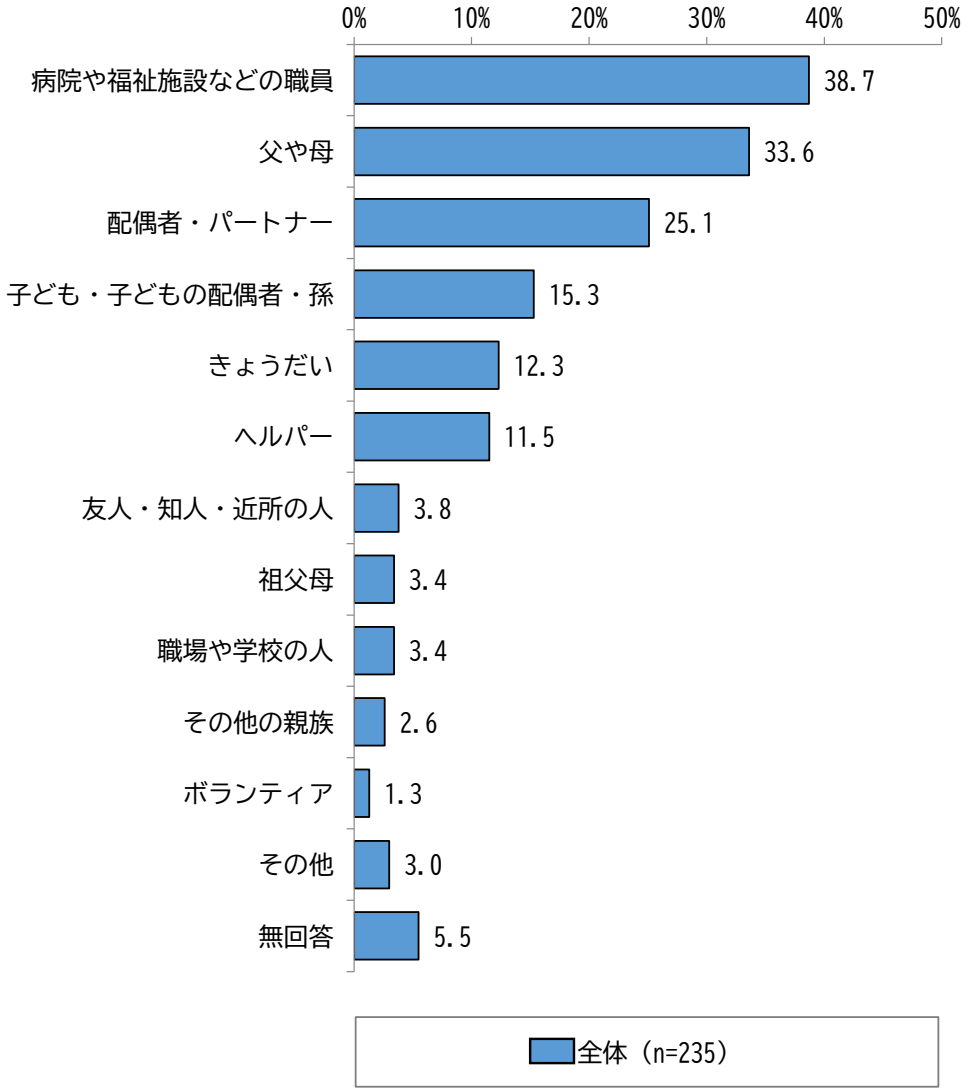

◆日ごろ昼間の時間はどのように過ごしていますか。

昼間の過ごし方をみると、「自宅で過ごしている」が 50.4%と最も高く、次いで「福祉施設や、作業所などに通っている（就労継続支援等も含む）」（17.2%）、「通院したり機能訓練を受けている」（15.9%）と続いています。

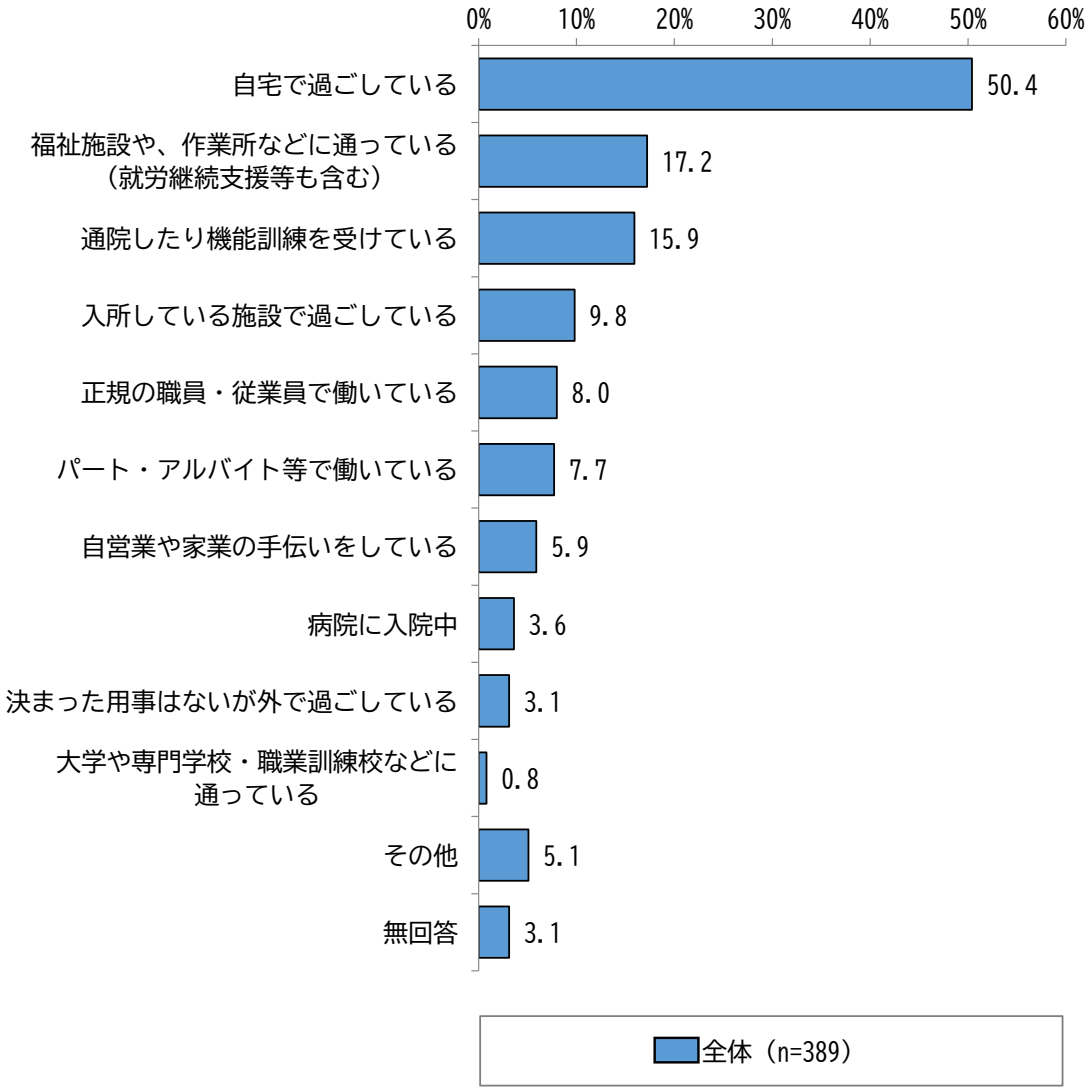

◆今後、どのような活動を充実させたいと思いますか。

今後、充実させたい活動をみると、「趣味・教養の活動」が 34.4%と最も高く、次いで「仕事」（19.5%）、「スポーツ」（10.0%）、「障がい者団体の活動」（7.5%）と続いています。ただし、「特にない」は 38.8%と高い割合になっています。

障がい種別にみると、概ね全体と同様の割合となっていますが、精神障がいのある方では「仕事」（27.4%）の割合が全体に比べて高くなっています。

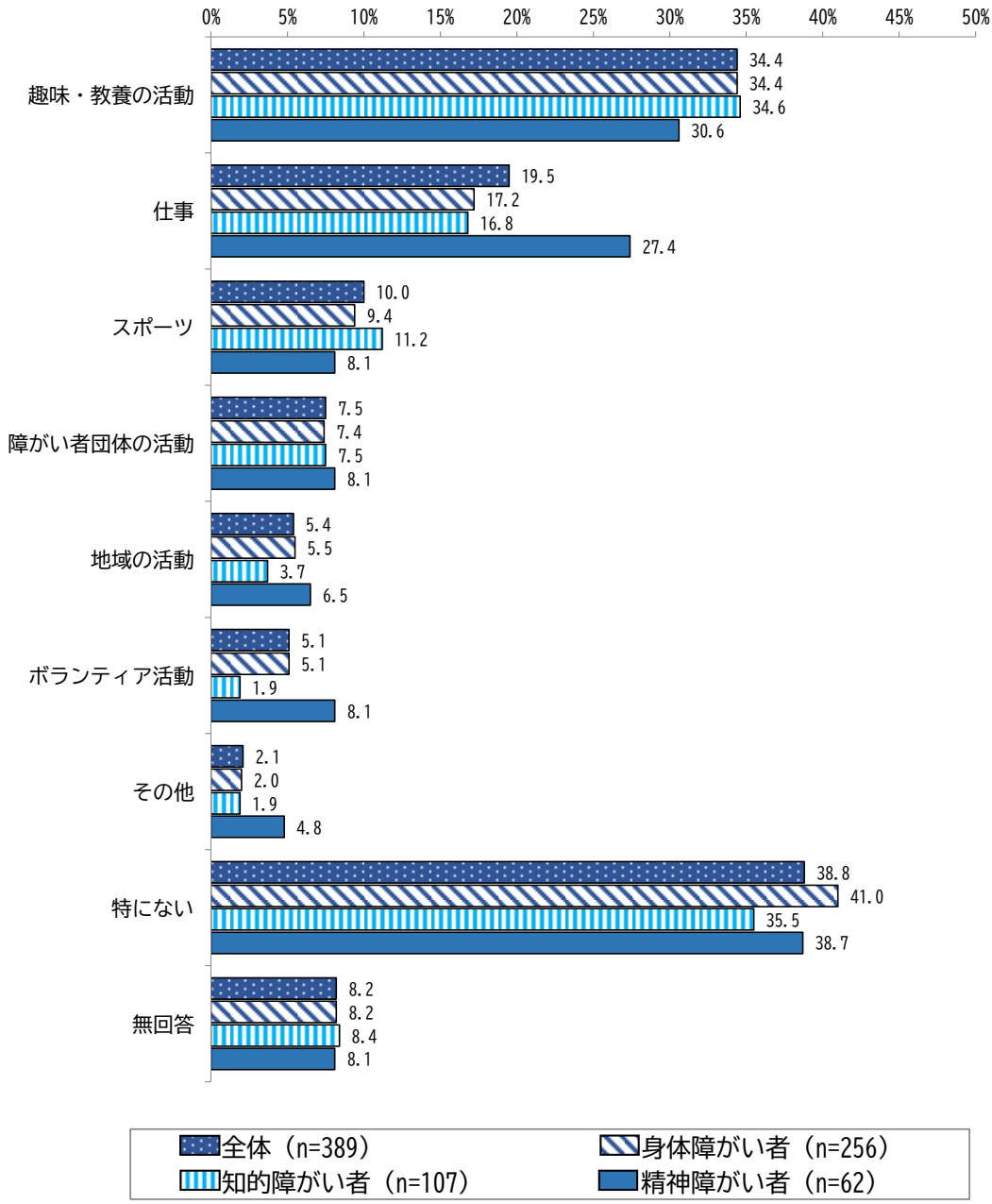

◆どのような目的で外出することが多いですか。

外出の目的をみると、「買い物に行く」が 55.8%と最も高く、次いで、「医療機関の受診」(40.9%)、「通勤・通学・通所」(31.9%)、「散歩に行く」(21.1%)、「友人・知人に会う」(16.7%)と続いており、「趣味やスポーツをする」という回答は 13.9%にとどまっています。

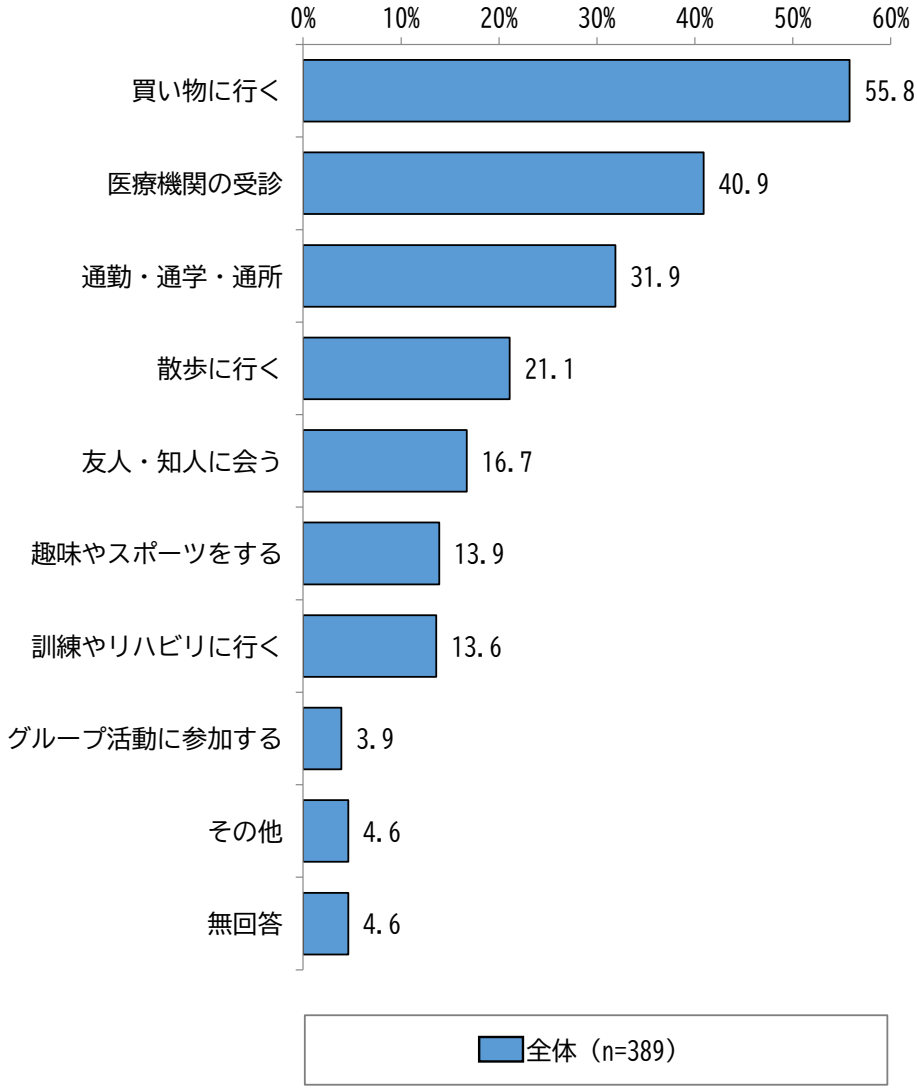

◆外出時に困ることがありますか。

外出時の困りごとをみると、「困ったときにどうすればいいのか心配」が 21.1％と高く、次いで「人との会話が難しい」（19.5%）、「道路や建物の段差などで移動しにくい」（18.3%）、「車の通行時などに危険を感じる」（17.0%）、「交通機関が少ない」（15.4%）と続いています。但し、全体では「特に困っていることはない」（25.4%）が最も高くなっています。

障がい種別にみると、身体障がい者は「道路や建物の段差などで移動しにくい」（21.5%）が、知的障がい者は「困ったときにどうすればいいのか心配」（33.6%）、「人との会話が難しい」（34.6%）が全体の割合に比べて高くなっています。精神障がい者では「人の見る目や言葉が気になる」（30.6%）が全体を大きく上回っています。

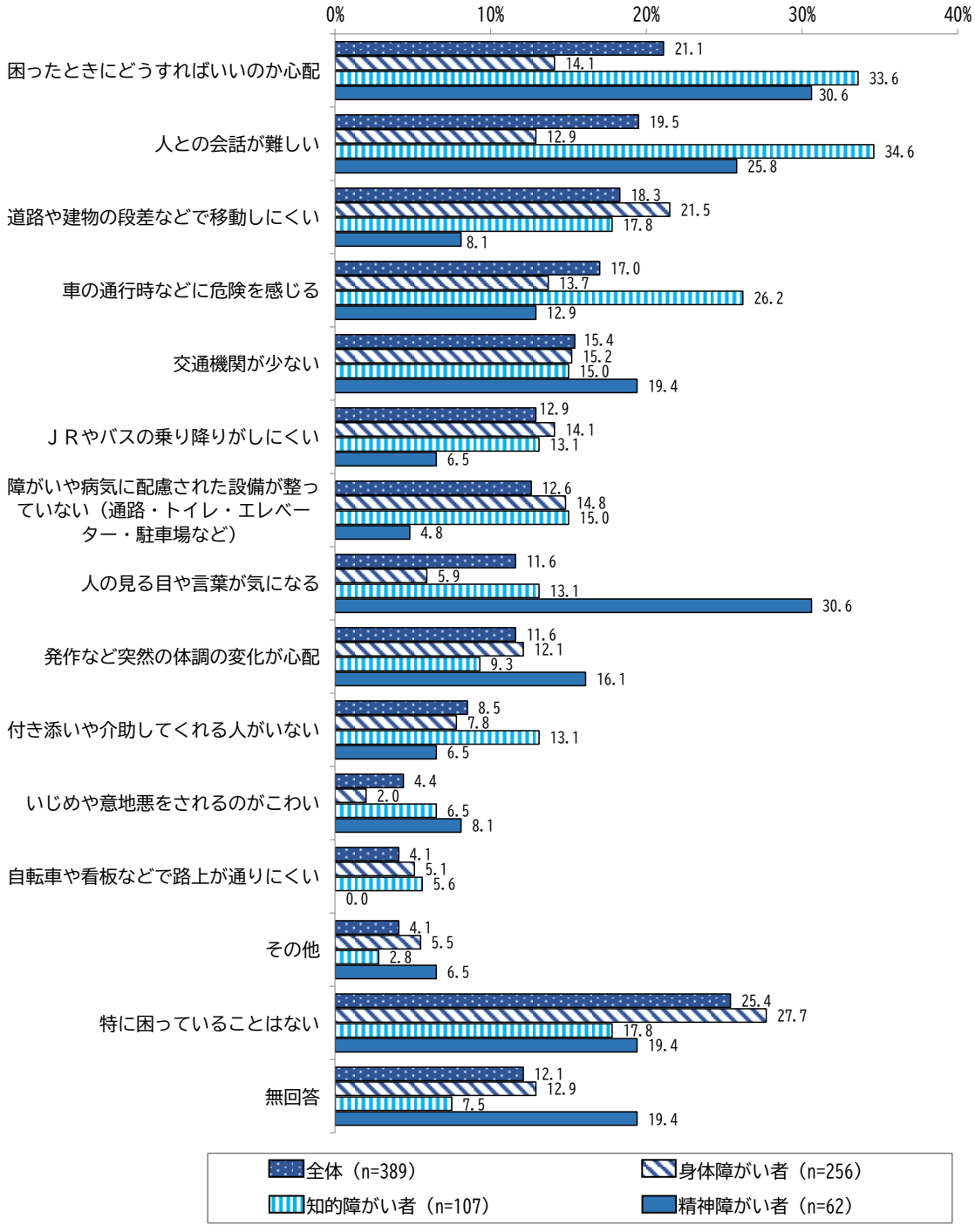

◆障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要だと思うことは何ですか。

全体では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 38.6%と最も高く、次いで「自分にあった仕事であること」（30.1%）、「通勤が自分でできること」（22.6%）と続いています。

障がい種別にみると、身体障がい者は「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」（41.4%）が、知的障がい者は「自分にあった仕事であること」（37.4%）、「会社や家族などの周囲の人が自分を理解してくれること」（28.0%）、「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」（26.2%）等が全体の割合を上回っています。精神障がい者は「人間関係をうまく保つことができるようになること」（29.0%）が特に全体の割合を上回っています。

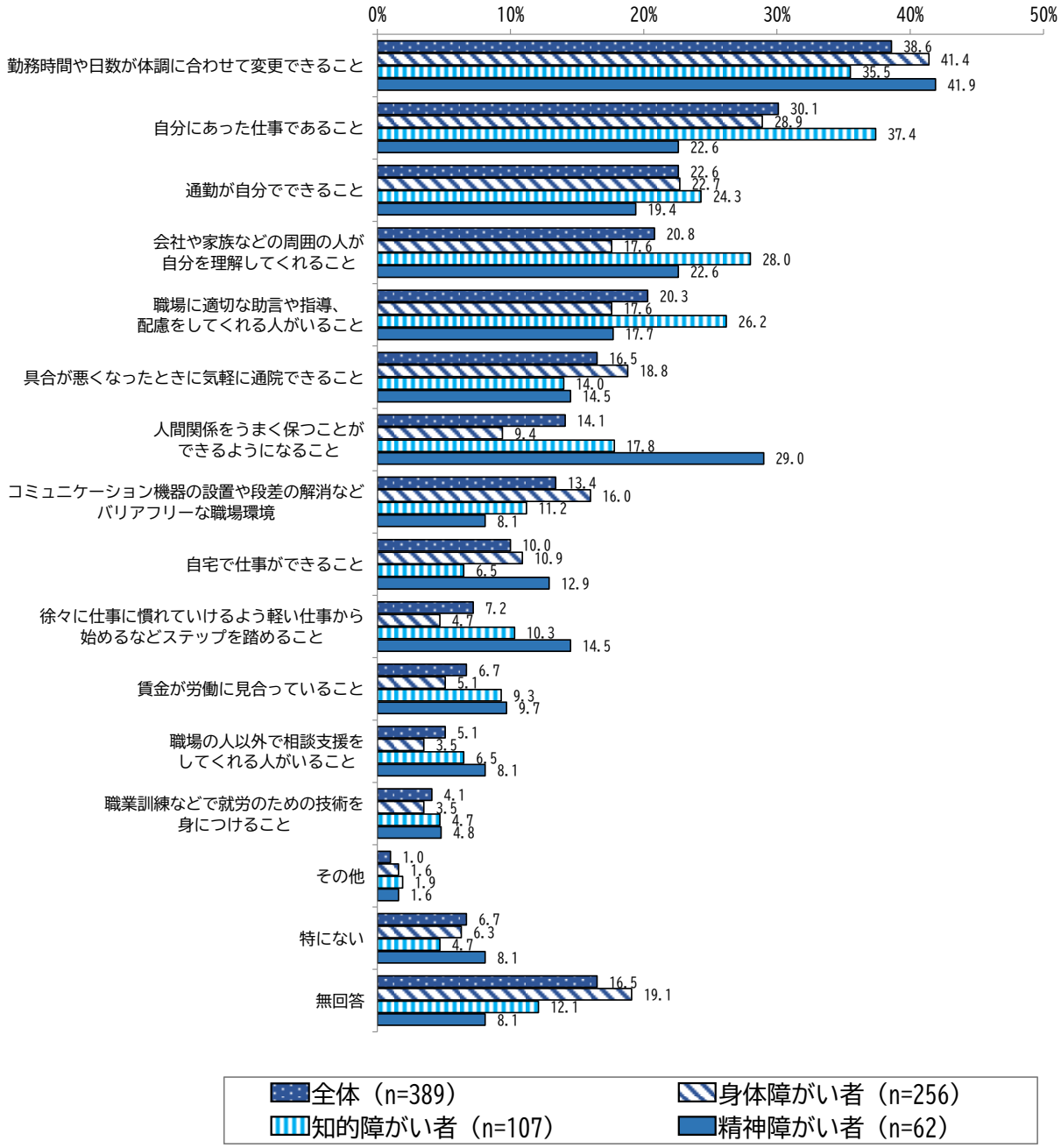

◆困ったことや心配事を、だれに相談しますか。

困ったことや心配事の相談相手をみると、「家族・親戚」が 73.5％と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」（28.3%）、「友人」（21.6%）、「施設の指導員など」（17.5%）、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」（12.9%）と続いています。

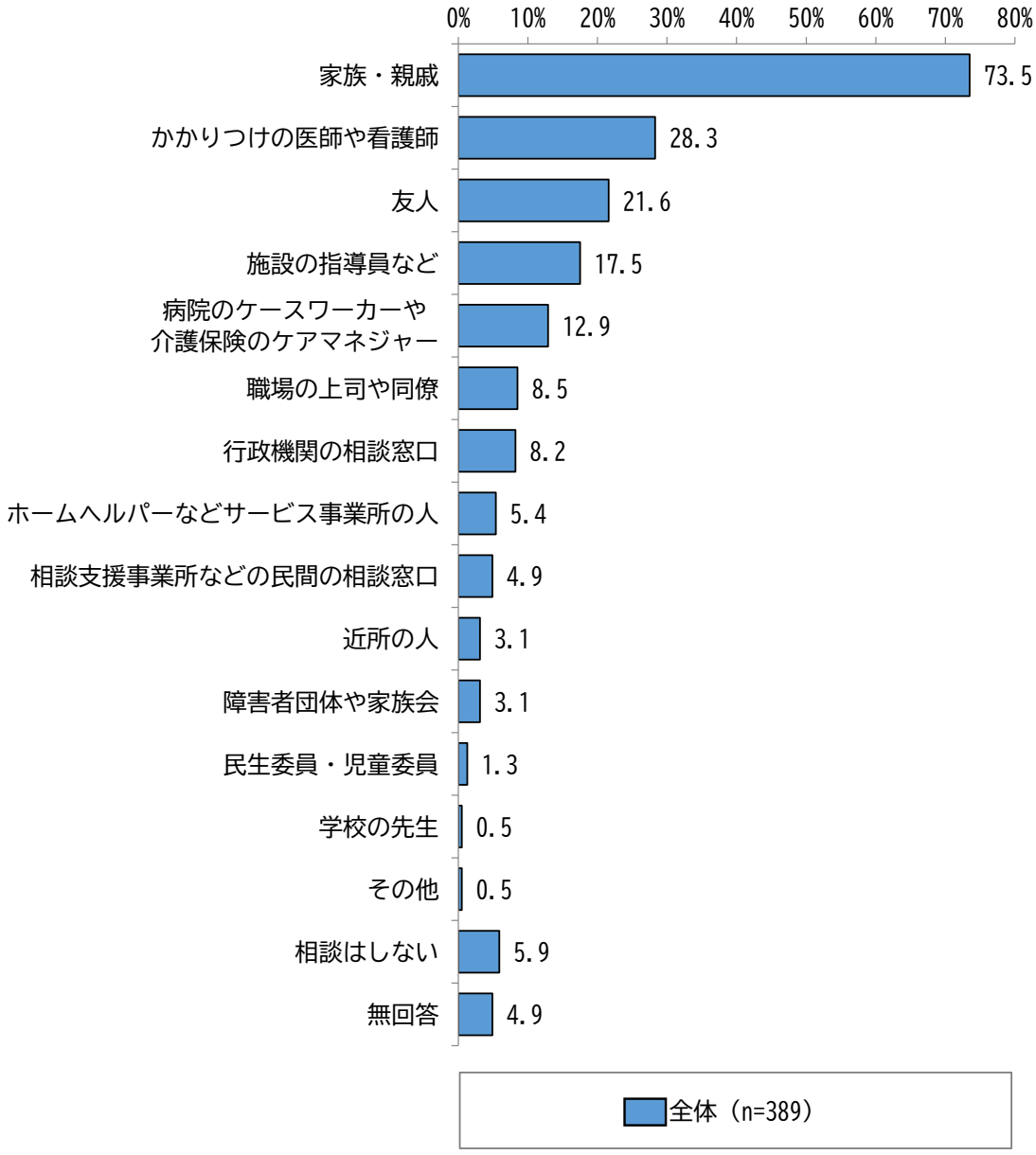

◆「相談はしない」と回答した方にお聞きします。相談しない理由は何ですか。

相談しない理由をみると、「だれに相談したらいいかわからない（相談できる場所や人の情報がない）」が 39.1％と最も高く、次いで「専門的に相談したり、助言を受けられる場所や人がいない」（30.4%）、「障がいや病気のため、相談窓口などに出向けない」（17.4％）と続いています。

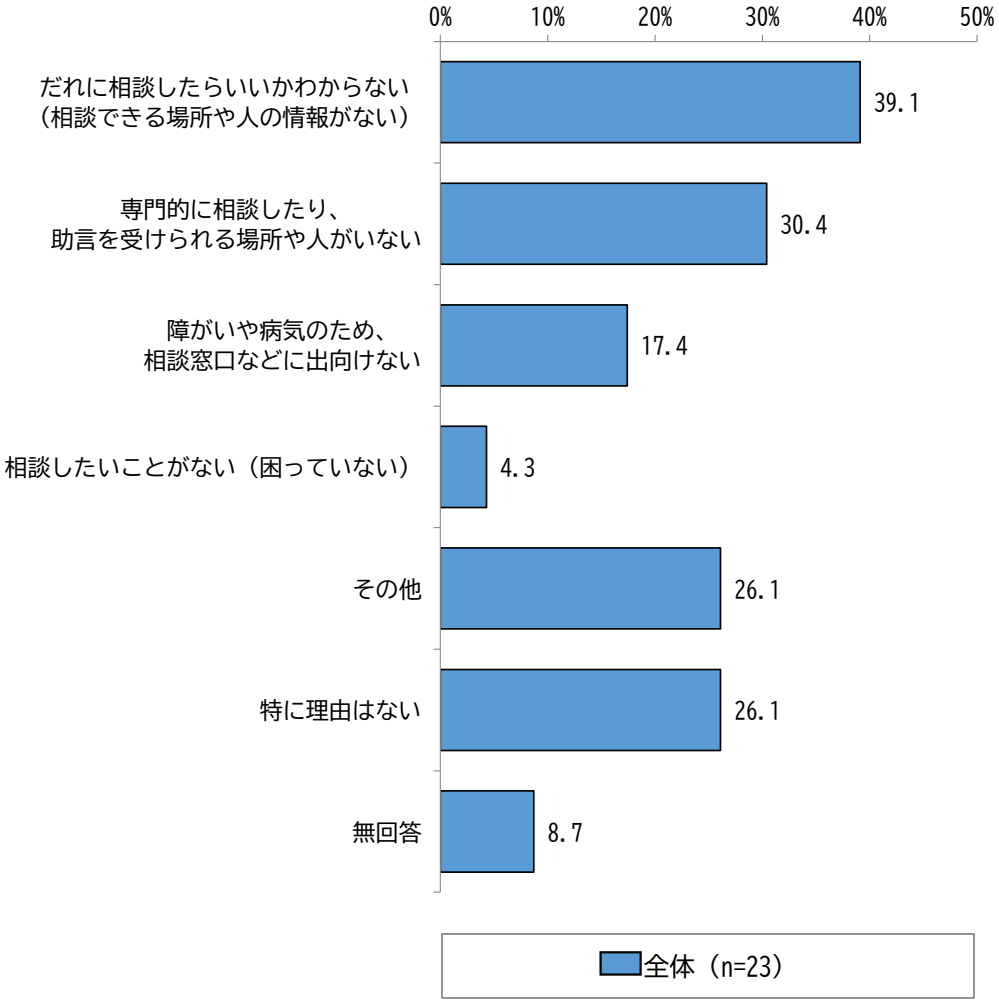

◆火事や地震など、災害時に困ることは何ですか。

災害時に困ることをみると、「大勢の中で避難生活をすることに不安がある」が 50.9%と最も高く、次いで「安全なところまで迅速に避難することができない」(49.4%)、「服薬や治療が受けられない」(47.8%)、「避難場所の設備(トイレ等)の生活環境が不安」(47.6%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(26.0%)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」(24.7%)、「救助を求めることができない」(21.9%) と続いています。

障がい種別にみると、身体障がい者は全体と比べて概ね同様の割合となっていますが、知的障がい者は「周囲とコミュニケーションがとれない」(46.7%)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」(35.5%)、「救助を求めることができない」(44.9%) が、精神障がい者は「服薬や治療が受けられない」(69.4%) が特に全体の割合を上回っています。

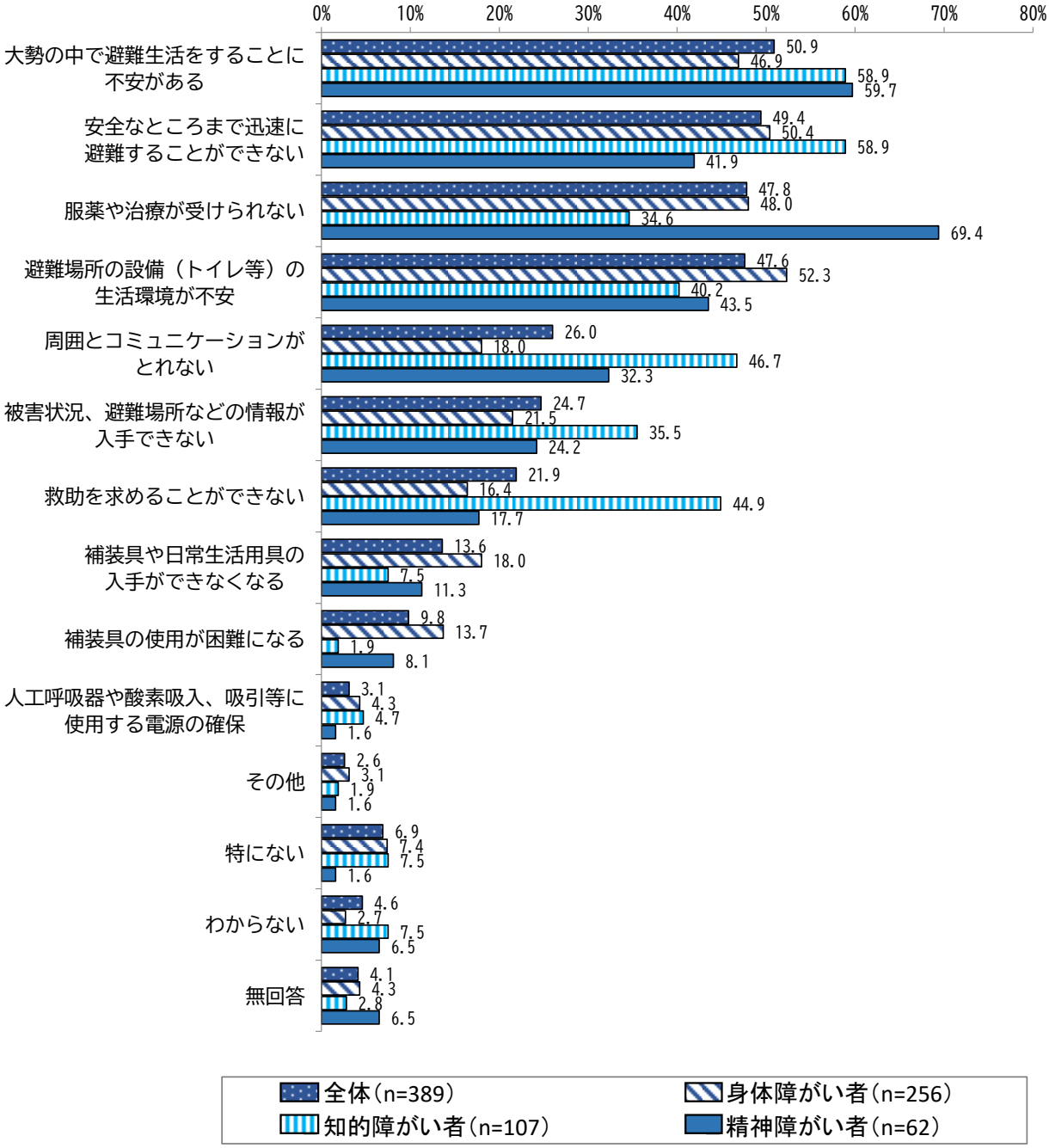

◆サービスを利用していない方にお聞きします。利用していない理由は何ですか。

サービスを利用していない理由をみると、「必要を感じない」が 49.7%と最も高くなっていますが、次いで「制度やサービスのことを知らない」（18.4%）、「利用の仕方がわからない」（15.1%）と続いており、サービスの周知をより強化する必要があると考えられます。

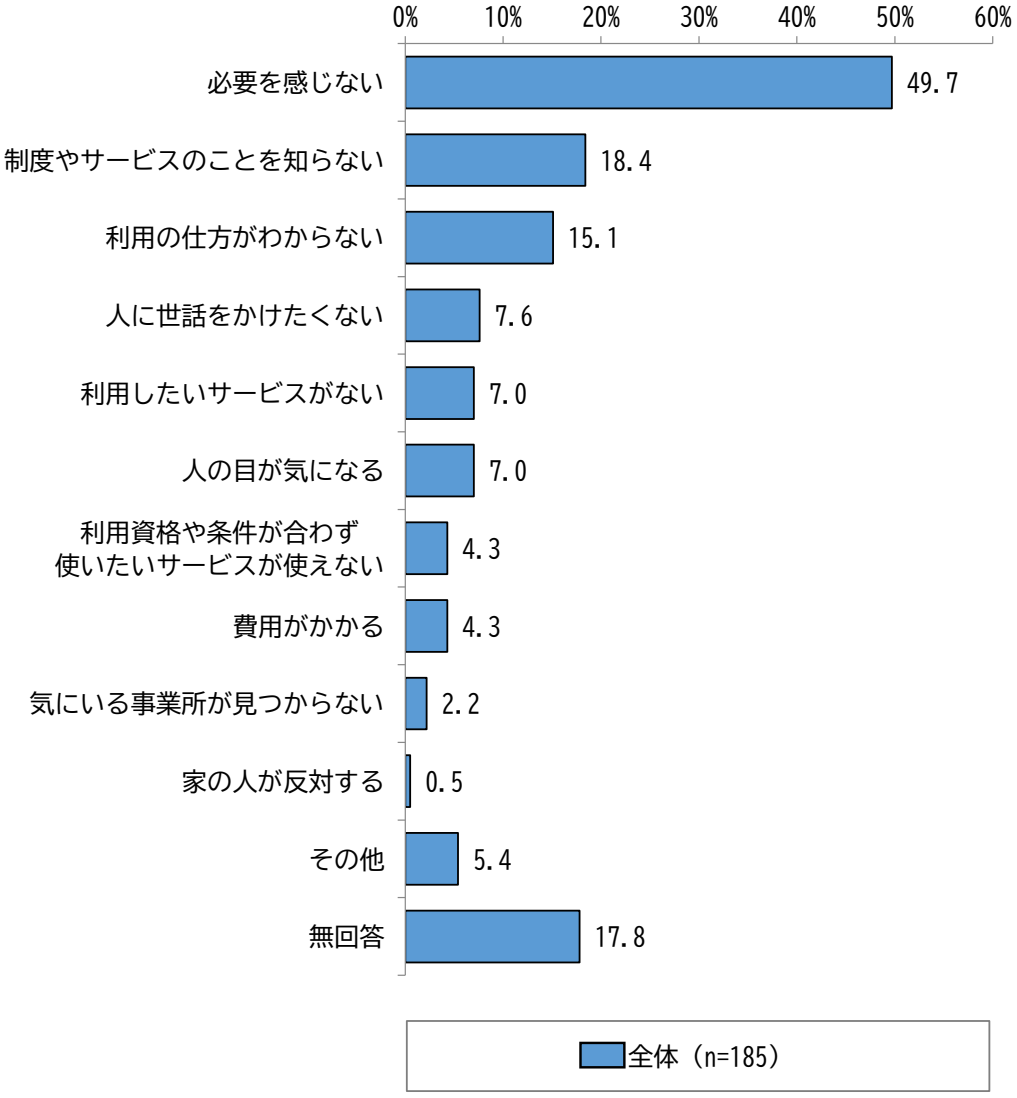

◆障がいのある人が地域で生活するために必要だと思う支援は何ですか。

障がいのある人が地域で生活するために必要な支援をみると、「経済的な負担の軽減」が39.3%と最も高く、次いで「相談できる窓口を増やす」(38.0%)、「緊急時の受け入れ体制の整備」(36.0%)、「専門的知識をもつ相談員を増やす」(31.4%)、「障がいのある人が住みやすい住居」(27.5%）と続いています。

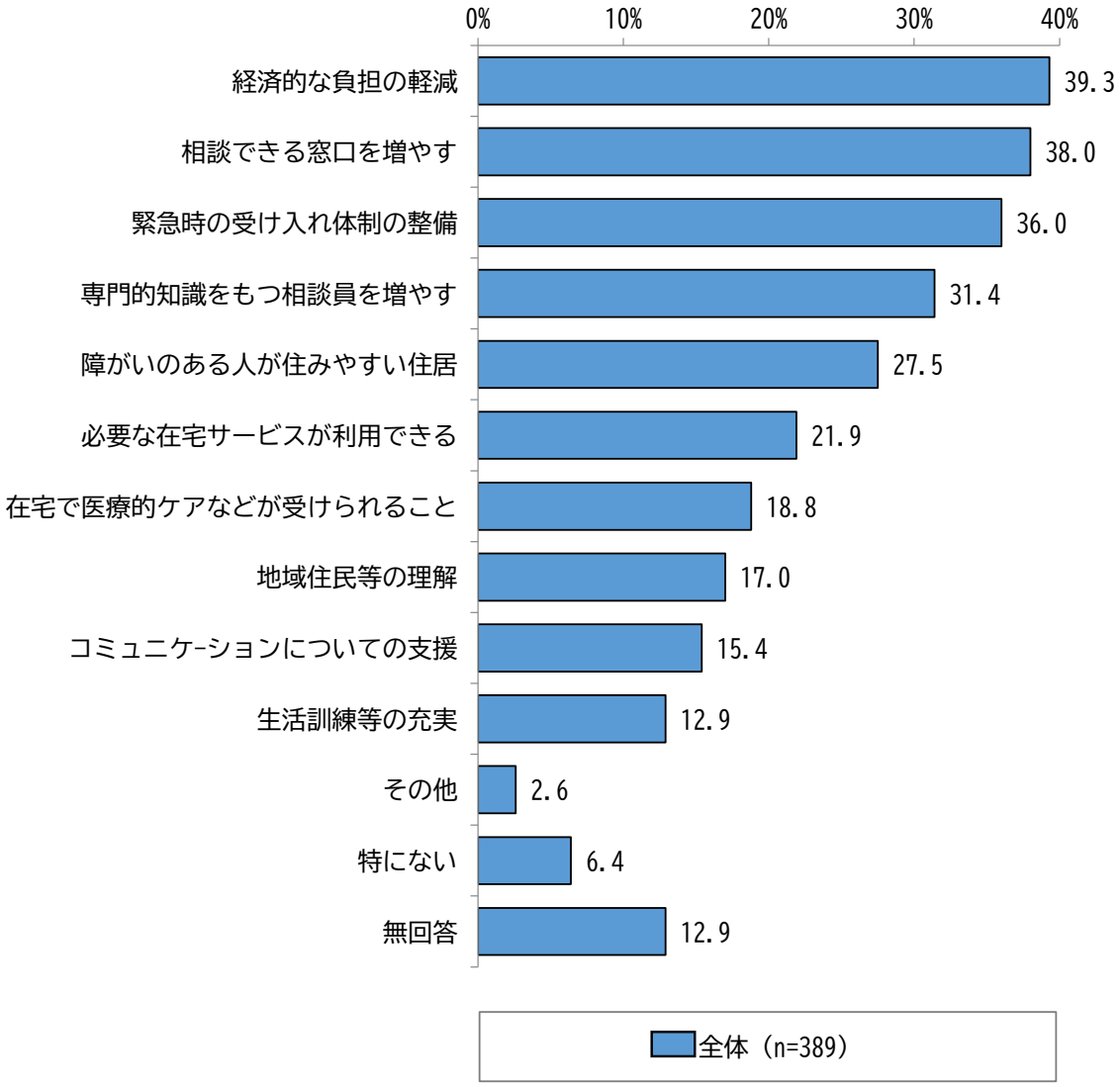

（２）障がい児（18 歳未満）を対象としたアンケート調査

①調査概要

調査対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の所持者（18歳未満）を対象に全数調査（抽出なし）
実施期間	令和２年８月１４日～令和２年９月４日
調査方法	郵送による配布・回収
有効回答率	４０.５％　（配布数：１２１　　有効回答数：４９）

②主な集計結果

◆お子さんの障がいがわかった（診断を受けた）時期はいつですか。

お子さんの障がいに気づいた（診断を受けた）時期をみると、「０歳～２歳」が 40.8%と最も高く、次いで「３歳～５歳」(20.4%)、「生まれた時から」(18.4%)、「６歳～11 歳」(12.2%)と続いています。

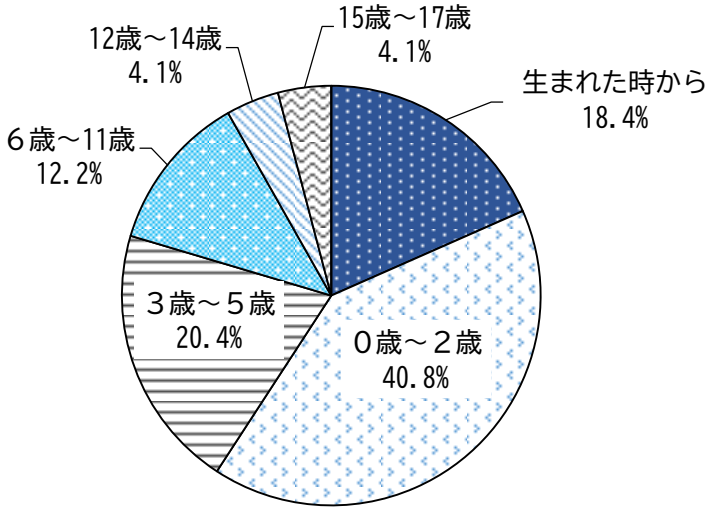

全体（n=49）

◆お子さんの障がいや発達課題などに気がついたきっかけは何ですか。

お子さんの障がいや発達課題などに気がついたきっかけをみると、「病院などの医療機関による受診・健診」が 42.9%と最も高く、次いで「あなたを含む家族による気づき」(36.7%)、「保健センターで実施する健診（乳児健診、１歳６ヶ月児、３歳児)」(24.5%)、「保育所・幼稚園の助言」(14.3%）と続いています。

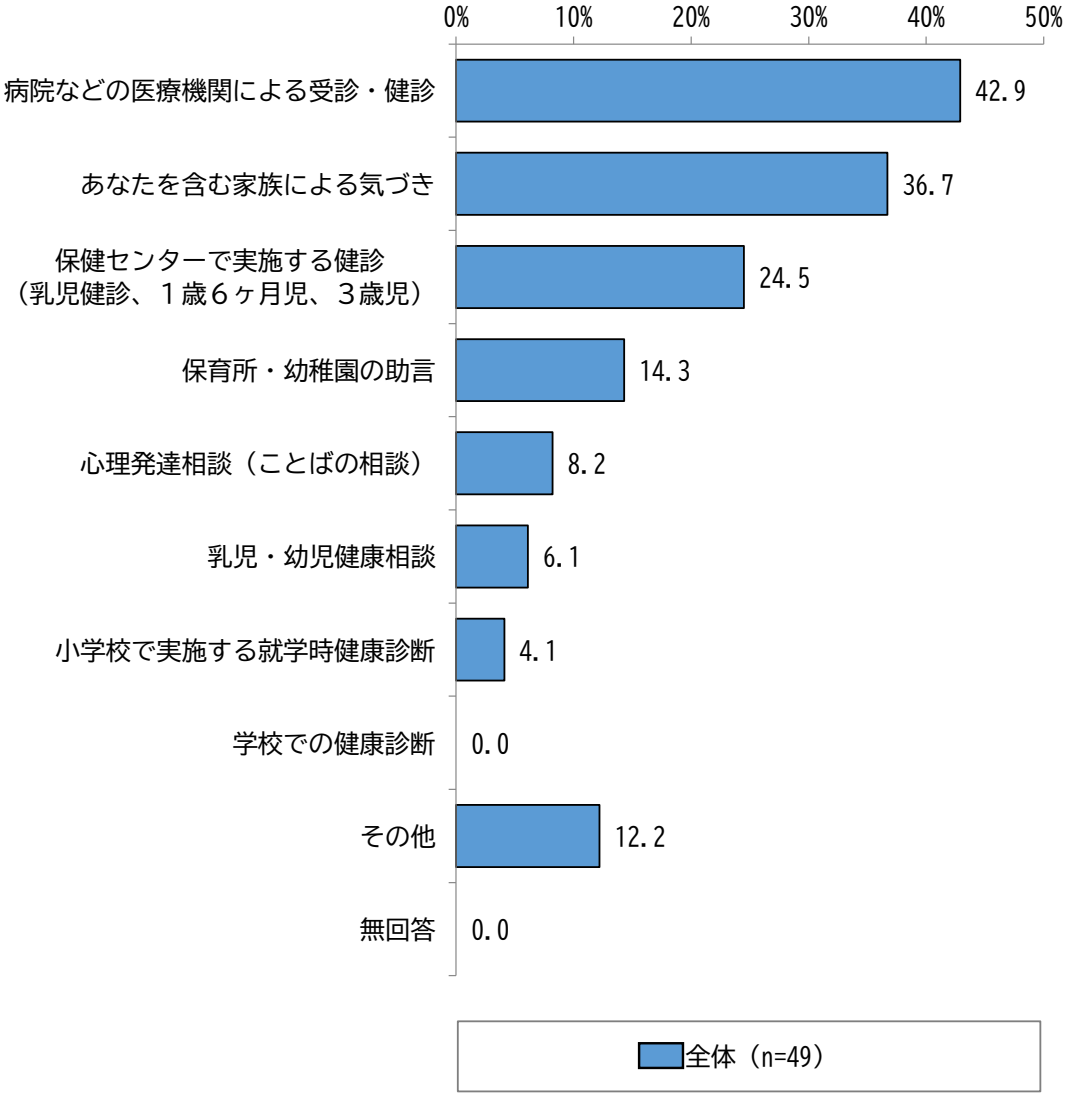

◆現在の学校等への入園・入学にあたって困ったことはどのようなことですか。

入園・入学時に困ったことをみると、「特になし」の割合は 51.0%と全体で最も高くなっていますが、一方で「どこで相談すればよいかわからなかった」が 20.4%、次いで「学校についての情報が少なかった」（16.3%）、「同級生の様子がわからなかった」、「通学の方法について不安があった」（ともに 10.2%）と続いており、情報提供や相談支援をより充実していく必要があると考えられます。

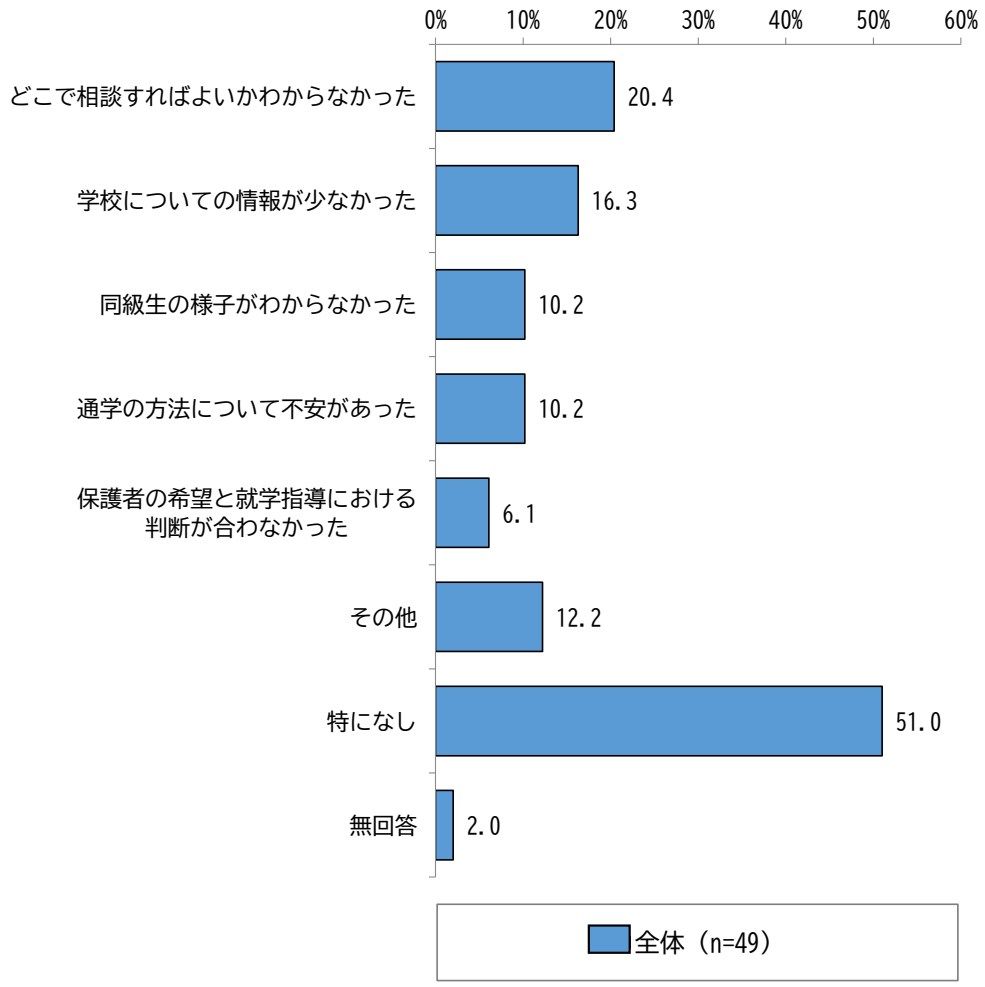

◆あなたやお子さんが、障がいや発達課題などに困ったとき、誰に相談しましたか。

障がいや発達課題などの相談先をみると、「かかりつけの病院」が 63.3%と最も高く、次いで「家族・親族」(49.0%)、「障がいや発達課題のあるお子さんの保護者」(44.9%)、「市役所」（32.7%）と続いています。

相談しないと回答した２人は、その理由についていずれも「だれに相談したらいいかわからない（相談できる場所や人の情報がない)」と回答しています。

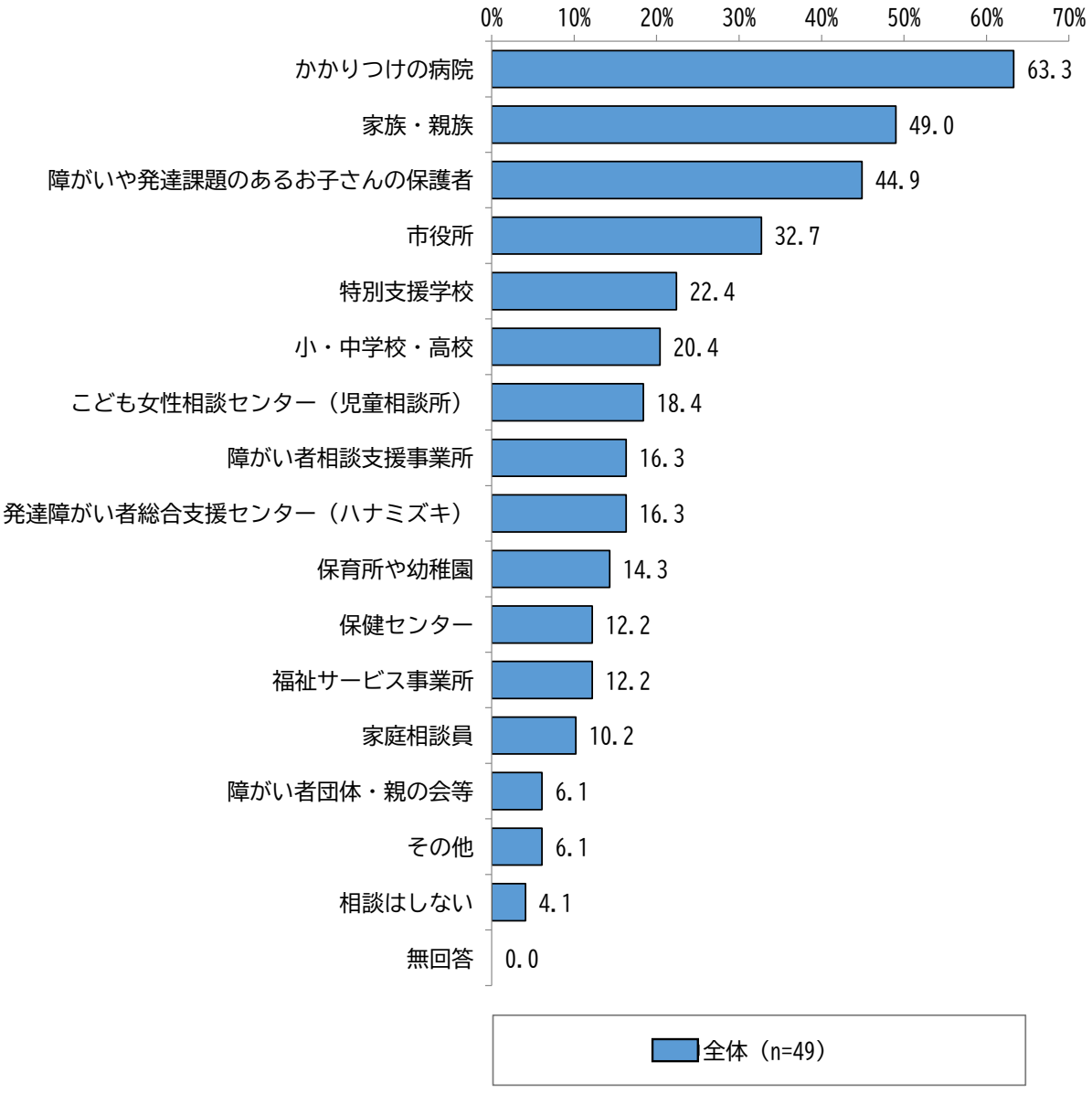

◆障がいのある人が地域で生活するために、必要だと思う支援は何ですか。

障がいのある人が地域で生活するために必要な支援をみると、「緊急時の受け入れ体制の整備」が 55.1%と最も高く、次いで「専門的知識をもつ相談員を増やす」（46.9%）、「経済的な負担の軽減」（38.8%）、「相談できる窓口を増やす」、（36.7%）、「生活訓練等の充実」（32.7%）、「障がいのある人が住みやすい住居」（22.4%）と続いています。

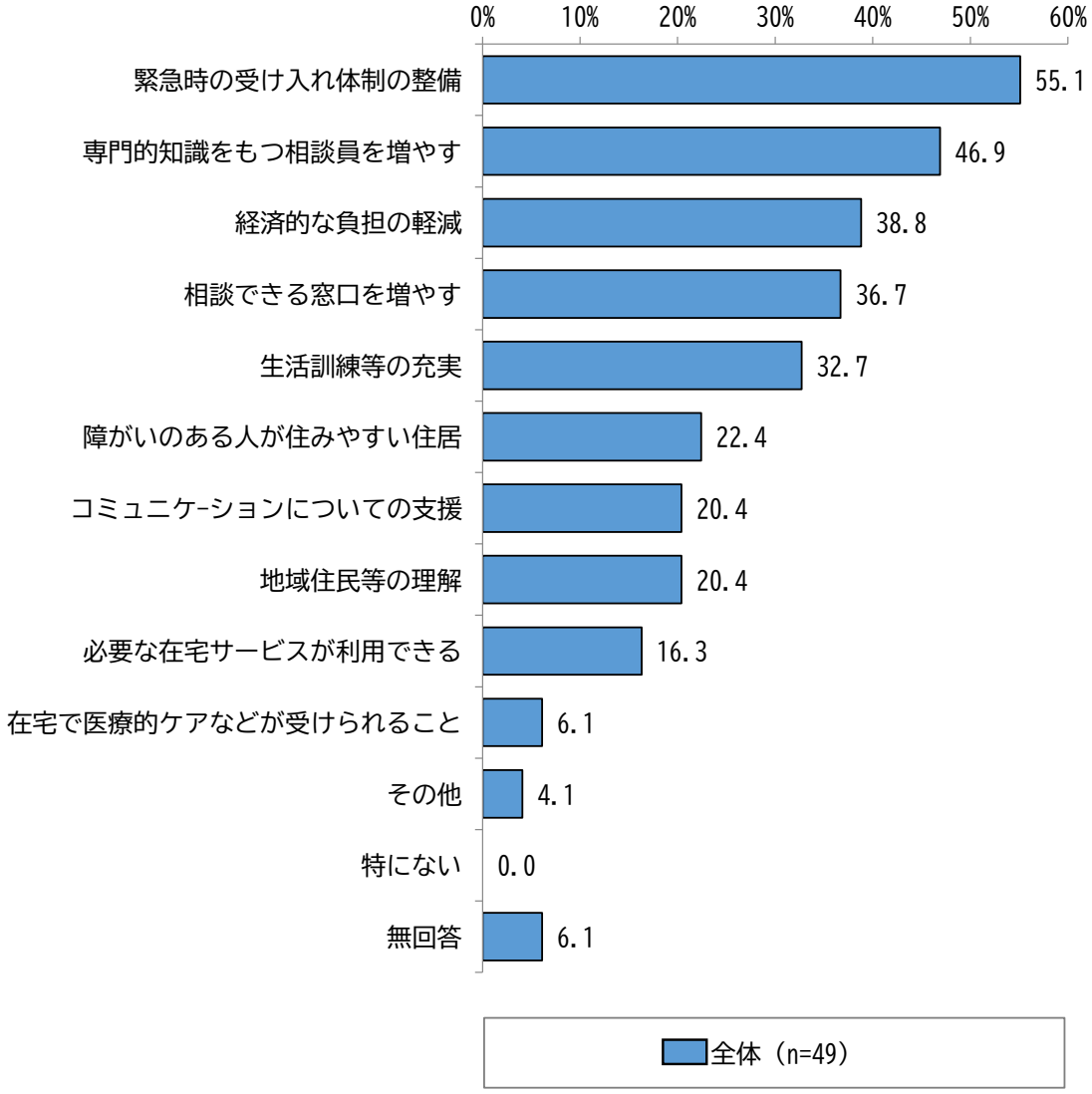

（３）一般市民を対象としたアンケート調査

①調査概要

調査対象者	満18歳以上の小松島市民から無作為抽出
実施期間	令和２年８月１４日～令和２年９月４日
調査方法	郵送による配布・回収
有効回答率	３０.０％　（配布数：５００　　有効回答数：１５０）

②主な集計結果

◆社会の中で、障がい者（児）への差別、偏見があると思いますか。

差別や偏見の有無をみると、「少しはあると思う」が 56.7%と最も高く、次いで「あると思う」(39.3%)、「ないと思う」(3.3%) となっており、「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると全体の９割以上を占めています。

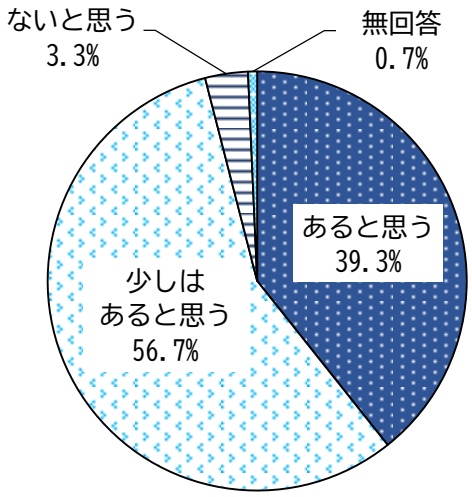

全体（n=150）

◆介助・介護の経験や知識がある方にお聞きします。家庭で介助・介護する上での問題点は、どのようなことだと思いますか。

介助・介護する上での問題点をみると、「肉体的な疲労がある」が 62.9％と最も高く、次いで「精神的に負担である」（61.3%）、「経済的に負担である」（45.2%）、「自分の時間が持てない」（35.5%）、「介護技術が不足している」、「周囲の人々が理解してくれない」（ともに 32.3%）、「行政の支援が足りない」（29.0%）と続いています。

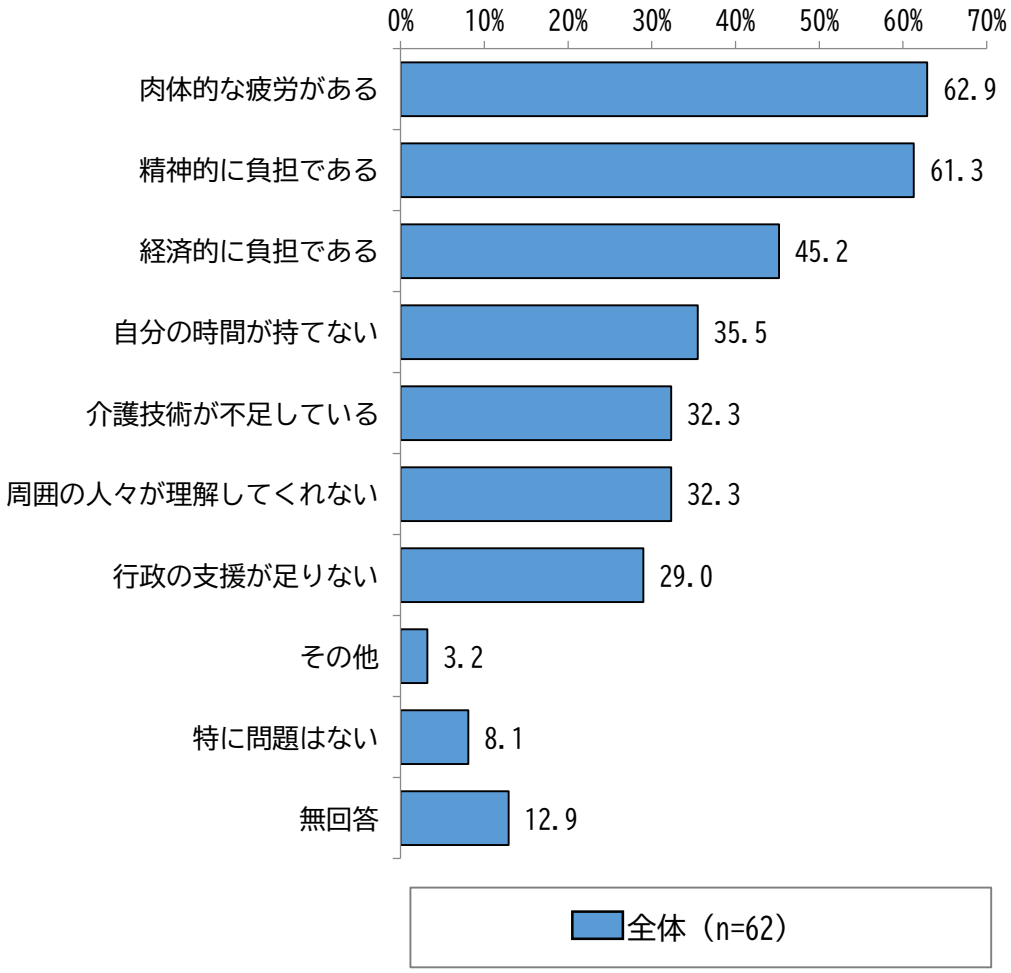

◆隣近所に、障がい者（児）の介助・介護などで困っている家庭があった場合、

あなたは、どのような手助けができると思いますか。

どのような手助けができるかをみると、「安否確認の声かけ」が 60.0％と最も高く、次いで「災害時の手助け」（54.7%）、「話し相手・相談相手」（32.7%）、「買い物など家事の手伝い」（18.0%）と続いています。

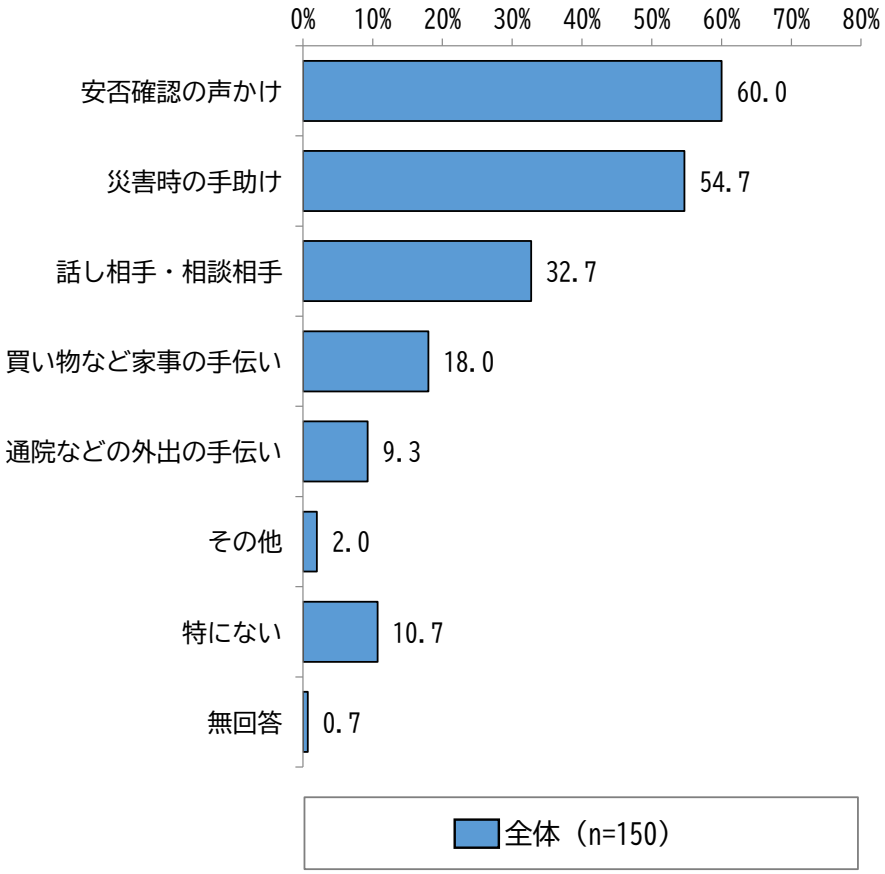

◆あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

障害者差別解消法の認知度をみると、「知っている」は 23.3%、「知らない」は 76.0%となっており、障害者差別解消法の認知度は２割程度にとどまっています。

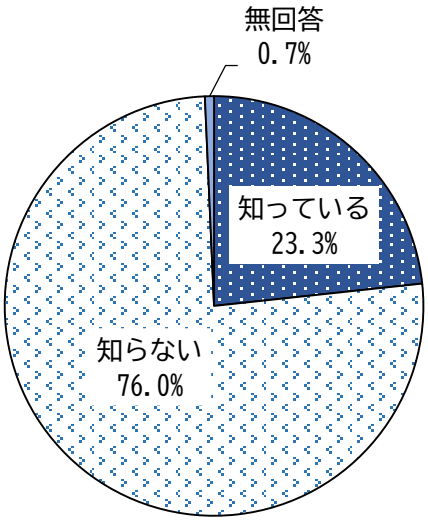

全体（n=150）

◆あなたは、合理的配慮について知っていますか。

合理的配慮の認知度については、「知らない」が 73.3%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」(20.0%)、「『合理的配慮』という考え方について知っている」(4.0%）となっており、認知度は低い状況となっています。

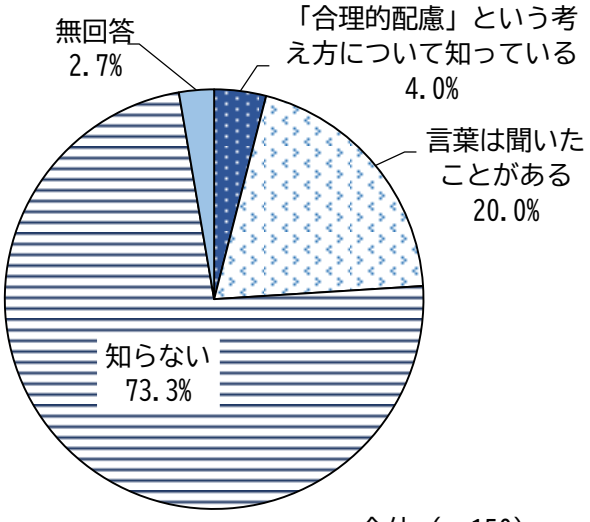

全体（n=150）

◆障がい者（児）が地域で自立して生活するために必要だと思うことは何ですか。

障がい者が地域で生活するために必要なことをみると、「障がいのある人の雇用・就労の場の確保」が 54.0%と最も高く、次いで「住民全体が、障害者福祉にもっと関心を持つこと」（46.0%）、「障がいのある人にとって利用しやすい施設や交通機関を整備すること」（40.0%）、「障がいのある人にとって利用しやすい施設を整備すること」（37.3%）、「ホームヘルパーなど福祉の専門職の人を増やすこと」（35.3%）と続いています。

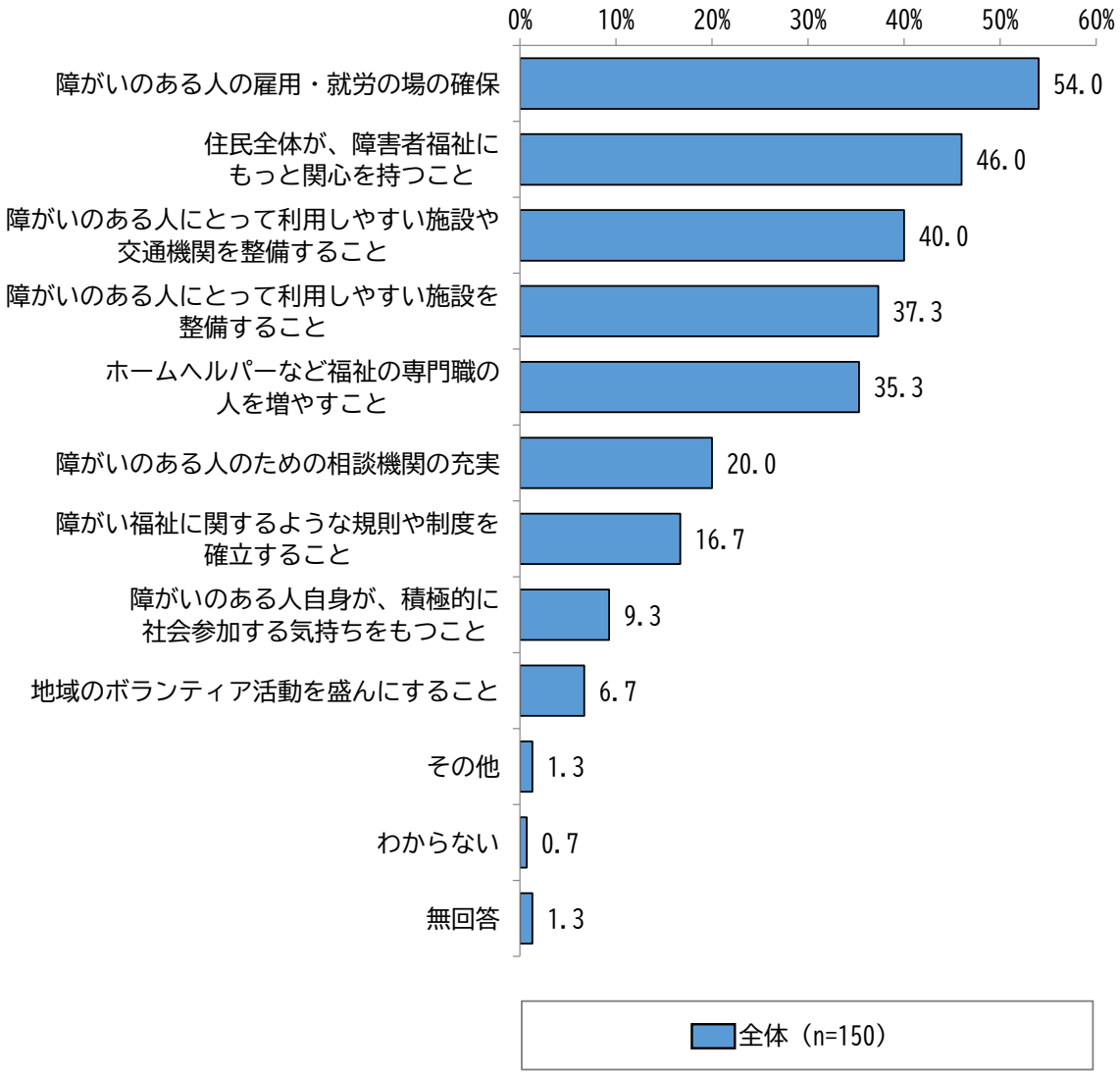

（４）サービス提供事業所を対象としたアンケート調査

①調査の概要

調査対象	市民が利用する市内及び県内の事業所（２８事業所）
実施期間	令和２年８月３１日～令和２年９月１４日
調査方法	郵送・メール等による配布・回収
有効回答率	７８.６％　（配布数：２８　　有効回答数：２２）

②主な回答結果

テーマ		主な回答内容
福祉施設等からの地域生活への移行	課題や今後の取り組み	・共同生活施設、グループホーム等が適当に市内に配置されていると就業機会も広がってくるため、官民協力して生活場所の確保に取り組んでいただきたい。単身での生活が可能な方には、訪問サービスや家賃補助等を充実させることはできないか。
		・地域に24時間対応のグループホームが少ないことや、家賃など経済的負担が大きいことなどを理由に自立が阻まれることが課題である。
		・グループホームの報酬単価を上げていただきたい。また、日額から月額への報酬を望む。但し、それによるサービス提供の縮小をしない仕組みを同時に確立することも望む。
		・在宅サービスはかなり充実しているが、夜間対応や金銭管理などに課題。
		・生活介護事業において、サポートを受けながら、お買い物やアパート等での生活に向けて生活力を身に着けていく必要があると思う。
		・「保険」の機能として、短期入所を活用してもらえるようなPR活動への協力。
		・就労については、求人が少ないことと支援体制の不十分さがあると思われる。
		・就労事業において、今後益々の工賃向上を目指すため、より地域企業とのつながりを大切にしていかなければならない。
		・地域生活を行うためには一つの機関で対応するには限界があり、各機関で役割分担を担い連携を図ることが必要。
		・県内において、当施設以外にNICUの後方受入支援を実施している機関がなく、複数機関が対応することができれば、地域をカバーできると考える。今後も医療的ケアの必要な方々の拠点施設としての機能を果たしていきたい。
		・災害発生時などの安全の確保、新型感染症の罹患時等の対応などの課題。
		・児童が進学した際に、市、学校、施設等が情報の共有をし、児童がうまく馴染めるようなサポート、相談しやすい環境づくりが必要。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	課題や今後の取り組み	・障がい特性に応じた地域移行への適切な支援が必要。
		・広く住民に理解していただけるような講習会の実施や交流会等、地域住民の意識改革の為の施策。
		・地域で生活するためには住居の確保、経済的な自立、日中活動の場、医療との連携が重要である。アパートの保証人の問題、生活保護のみの引きこもりの状態、病状の回復など課題が多いため長期的且つトータル的に生活をサポートしていく体制が必要である。
		・家族や支援機関の充実、緊急時の体制が整備されていると、グループホームとしては安心して受け入れることができると考えます。
		・精神的変調をきたしたときなど、SOSが出しやすい体制整備、緊急体制の確保。（量的にも質的にも）
		・地域包括ケアシステム構築のためには行政、保険、介護、医療、教育、障がいなど横のつながりと地域住民の理解が必要と考えられる。障がい分野においても、中心的な役割を果たす障がい者相談支援基幹センターの設置が求められる。

テーマ		主な回答内容
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	課題や今後の取り組み	・地域生活支援拠点事業には①相談②体験の機会、場③緊急時の受け入れ、対応④専門的人材の確保、養成⑤地域の体制づくり といわれている。この機能を確立するためには障がい者相談支援基幹センターの設置が必要だと思う。
		・多種多様な事業所と連携しコーディネートできる人材の育成。
		・地域生活支援拠点の整備を一刻も早く行い、地域で障がい者が安心して生活できる場所の確保や支援体制を整えることが必要である。新型コロナウイルスなどの感染拡大に伴い、福祉サービスが縮小してしまうことがないようにするためにも行政が主導で行うことが望まれる。
		・緊急時の受け入れ、対応が課題。家族の意識として、「もしもの時の備え」に対する対応が二極化している。普段からさまざまなサービスを利用して、ご本人の状況を知ってもらえているケースと、親を中心にぎりぎりまで抱え込まれ、介入しづらいケース。行政や関係団体が機会を促えて、後者のケースには繰り返しサービス利用の提案をしていきたい。
福祉施設から一般就労への移行等の推進	課題や今後の取り組み	・現在はコロナの影響もあり就職活動に支障が出ている。先月も病院での清掃業務実習を終え面談予定であったが、無期限延期となった。障がい者雇用での就職先として医療・福祉施設での介護補助や清掃業務は求人数が多く重要な就職先となっている。感染と就職活動の両面を考えた活動をどのように行っていくかが喫緊の課題としてあげられる。
		・定着率向上のための支援者（ジョブコーチも含め）を増やす必要あり。
		・一般就労後のジョブコーチ等のサポートが欠かせないと感じる。特に生産事業においては、必ず「利益」が求められるため、納期や作業速度、確実性を終始安定して備えておける人材育成が求められる。
		・雇用者の法廷雇用率の換算について、今以上の短時間労働者も対象にできるよう改善を望む。また、併せて、非雇用者の福祉サービス利用（受給者証発行）を認めていただくことで、新しい雇用スタイルの選択肢が増え、雇用率、定着率が上昇すると考える。
		・行政と、医療、福祉、その他関係機関をより密接にしていく必要がある。障がい者雇用に対する、企業の理解を深める取り組みを推進する。（管理的部所だけでなく、現場従業員に対する啓発活動が必要と感じる場合が見受けられる）
		・福祉的就労にいる利用者がどのような特徴、課題、強みを持っているのかを実際に見てもらえる場や機会がほぼない。
		・本人が望む就職でなければ定着率の向上には繋がらない。たくさんの選択肢がある中から就職できる環境の整備が、障がい者の一般就労定着率の向上にもつながる。企業でのサポート体制も必要である。また、就労を継続するためには、生活支援が欠かせない。相談支援の充実も同時に行うことが大切である。
		・求人に関する情報不足が感じられる。啓発強化を務めてもらったらと思う。
障がい児支援の提供体制の整備等	課題や今後の取り組み	・併行利用の児童についての、連携した療育の実施・学校との連携・障がい児支援が必要。もしくは利用すべき方へ適切な情報が適切に届いているか。
		・企業（有限会社等）の参入が多々あり、連携や資質差が生じていると思われる。それぞれが独立し本人の支援を行うのではなく、療育目標などを共有し、統一性のある支援ができる体制が望まれる。また、医療的ケア児の受入に関しては、高齢施設も加えた協力体制を確立すると、よりよい支援体制が確立すると思われる。
		・重症心身障がい児については、利用児の体調により休むことがあり、事業継続をすることは容易ではない。
		・児童への療育については、受け入れ時の発達検査に加えて、療育を受けた後の成長、変化をみるための検査が重要であると強く感じる。成長ができれば一旦利用を終え、本来必要な児童にその枠をまわすべきと考える。
		・職員の育成を急ぎたい。また、求人を出しても応募がない。福祉の職場をアピールしてほしい。
		・今回の新型コロナの影響や災害時の対応などの課題が考えられる。
		・数年毎などの一定期間での補助はあるが、必要に応じて保護者様が備品を購入しやすいように支援をお願いしたい。

テーマ		主な回答内容
相談支援体制の充実強化等	課題や今後の取り組み	・専門性の高い相談員の養成と、フォローする専門職及び機関を拡大していく必要がある。
		・相談支援事業所は経営的には成り立ちにくいと言われている。一人事業所（相談支援専門員１人のみ）も存在し、相談支援体制の充実を図るためには基幹相談支援事業所の整備が望まれる。相談支援専門員、保健師、看護師、行政担当など多くの職種の人間が関わりの持てる拠点を持つことで、相談支援の充実が図られると思われる。県が主催の専門研修なども多くが受講できるようにすることが必要。
		・サービス利用の人口、また生涯にわたる支援（切れ目のない）が求められ、重要な事業であることは認識しているが、それに見合う報酬ではなく、赤字運営を強いられている。予算等もできる限り取れるようにしているが、単価を上げていただけなければ手を上げる事業所が増えない。児童の増加は止まらないので、そのうち破綻すると危機感を持っている。
		・当事者や家族・関係者だけを対象ととらえるのではなく、地域をノーマライズ化していく。
		・「基幹相談支援センター」の設置および「地域支援拠点事業」での面的整備。
		・長期的、継続的な取り組みが必要なひきこもり対応。
		・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、障がい特性により感染対応や予防対策において過敏に反応する方、社会参加への機会が断たれてしまった方、医療的ケアの必要な方など、災害時も含めた支援策が喫緊の課題。
		・相談支援事業所を始めたい事業所への支援をして、事業所の増加、相談支援専門員の増員を図ってもらいたい。
		・必要に応じて給付決定期間の延長や給付開始時期の分散を検討してほしい。
		・こまめに相談や傾聴して、健康状態など把握しておいてほしい。訪問時の変化の様子等も、事業所から支援員に連絡をするようにしている。
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	課題や今後の取り組み	・障がい者の生涯学習支援の着手。
		・福祉サービス第三者評価事業受審費用の助成。
		・全ての事業所職員のレベルアップを図るため、研修の必須化と行政の厳しいチェック体制を確立する。
		・能力の高い人材を得るためには、所得向上も必要な部分であるが、報酬単価は改定の度に厳しいものとなり、それとは逆行していると感じざるを得ない。福祉分野での就労は特別なものという意識を払拭し、一般化していくための宣伝、啓発をしていきたい。
		・自治体で民間委託をしているような事業などを福祉の方に回してほしい。
		・それぞれの障がいの特性について、地域で学べる機会の提供は出来ないか。先の長い課題ではあるので、学校教育の中に取り入れることはできないか。
		・障がい福祉サービス以外でも利用可能な支援を考えなければいけないと思う。インフォーマルの開拓も大切なので、啓発活動の強化と他機関との連携が必要である。障がい者相談支援基幹センターの設置が求められる。
		・他児と一緒に活動ができない子も、みんなで活動できる環境づくりとしてボランティアさんに協力していただきたい。市が開催するイベントなどに子ども達が参加できるものを増やしてほしい。
		・直接関わっている職員が参加しやすいように、学校のある平日の午前中などに研修を開催していただけるとサービスの質の向上につながると思う。
		・65歳以上でも利用料金が発生する。又、サービスの時間が短縮されるといった理由で、介護保険に移行しないのは問題だと思う。
地域共生社会の実現に向けた取り組み	課題や今後の取り組み	・市共催のアート展の開催。
		・住民の意識改革のための講習や交流会などの企画運営。
		・施設機能の一般開放等、地域の資源としての活用を進めていくことが必要である。一部の利用者への特別な場所ではなく、活用できる機能の充実を進めていくことが必要である。
		・新しい事業を認可する際には、十分な検証等が必要なのは理解できるが、国の共生社会の実現に向けた考えでは、柔軟な発想が求められている。法の解釈について、一番身近な市町村の裁量を期待する。
		・以前阿南のご近所デイサービスのお手伝いに参加していたことがあり、同じようなことを小松島でも行いたいと考えているのだが、相談窓口など明確にして相談に対応してほしい。
		・地域共生社会の実現のためには行政、保健、介護、医療、教育、障がいなど横の繋がりと地域住民の理解が必要と考えられます。障がい分野においても、中心的な役割を果たす障がい者相談支援基幹センターの設置が求められると思います。

テーマ	主な回答内容
各サービスの分野における現状や問題点，課題，今後どのように取り組めばよいか	訪問系サービス
	・人員不足のため、利用者の希望通りのサービスが提供できていない。
	・職員確保と多様な障がい特性に対応できる資質向上。困難事例に対応する評価。
	・重度訪問介護を受けてもらえるヘルパー事業所がない。
	・利用者のニーズの高い時間帯、曜日は集中してしまうため、サービスの提供が困難となることがある。マッチングについては相談支援事業所も苦労している。
	・能力を低下させないように自立支援を共に行う。できない所を手助けする。
	日中活動系サービス
	・就労継続支援A型事業所への通勤の課題。
	・就労継続支援B型の評価について、工賃に加えて福祉的な評価指標があれば良いと思う。（例：利用者満足度調査、個人目標の達成率など）
	・就労継続支援B型の工賃向上に努める。
	・入所施設における生活介護において、高齢化や重度化が進む中で軽度の方と共存する支援上に難しさを感じている。
	・人材不足。（専門職として支援する能力を有する人の）
	・新型感染症の影響で、事業継続の危機に迫られている。在宅での支援については厚労省からの基準も出ているが、柔軟な措置が望まれる。福祉の現場は最前線で取り組んでいる。
	・農福連携の推進に取り組んでいるが、農家さんに作業の依頼をお願いしても小松島においてはシルバー人材センターを活用している人が多く、障がい者を雇用してくれない。
	・保護者様から、18歳を過ぎると同年代の方との活動の場が減ってしまう為、18歳～若年層向けの生活介護事業を考えていただきたいとの要望がある。
	施設・居住系サービス
	・待機待ちが多く、入所施設やグループホームなどの受け皿が不足している。
	・グループホームの絶対数は増える傾向にあるが、夜間体制の充実など課題がある。経済的理由で地域移行できない障がい者への措置も必要である。
	・家庭的な雰囲気づくりに努めているが、障がいや年齢、生活文化などの違いが多いなど、個別の生活スタイルや障がい特性に合わせた事業運営や環境整備が難しい。グループホームにおける報酬の増額が無ければ、充実した職員配置が難しい。
	・居住部会との連携により、体験利用を経て数名が他のグループホームを利用し、地域生活を始めた。
	地域生活支援全般
	・日中一時支援事業に関して、沢山の方と契約を結んでいるが個々の障がい程度の把握が難しく後ずさりしてしまうことがある。
	・多様なニーズに対応するためのニーズ調査や新サービスの創設等において、相談支援事業所等で最前線で活動している人の意見を取り入れることが望まれる。
	・移動支援において、運転時間を算定しないことは理解できるが、地域性を考えると運転時間が長くなることが多く、また車両に掛かる経費もあり、現状の報酬単価での利益は考えにくい。処遇改善の対象でもなく、職員不足の中、事業を拡げることは非常に困難である。生活に必須な買物や、余暇活動の充実によるQOL向上に必要な要素であることは間違いない為、地域の大きなニーズであると感じている。
	・社会参加することにより、生活の質の向上、社会のルールを学んでいく。
	障がい児支援全般
	・発達障がいのある子どもへの支援について更なる検討が望まれる。多様なニーズに対応できるサービス体系や現存サービスの見直しなどが望まれる。
	・新型コロナウイルス感染症の収束がみられない状況で、保育所訪問支援、療育等支援事業などの実施が難しい。必要な支援のため、感染状況をみながら実施したり休止したりしながら進めていく。
	・計画提出時期が年度末に集中してしまう。
	・障がい児を抱えた家庭の放課後の障がい児の預かりに関するニーズ、子どもの療育の質を考えていきたい。
	・課題として、災害時（津波・洪水）の避難所は階段での昇り降りのため、バギー移動が必要な児童の安全な避難が困難である。身体の状況の違いや、個々でバギーの形状や大きさ、重量にも違いがあり、児童を乗せたままバギーを持ち上げるには、かなりの危険がある。
	・早期療育スタートは子どもにも保護者にも利点が大きいので、幼児期に相談できる場を設けていただきたい。 ・初めて受給者証を申請に行くかどうか悩んでいる保護者の大半の方は「障がい」という言葉が足かせになっている。申請窓口名を柔らかいネームにできないか。
	就労支援全般
	・就職先に定着するための取り組みが重要。就労のみでなく生活支援などトータル支援が望まれる。
	・対象企業、施設等のリストアップ。
	・通勤に係る公共交通網が脆弱なため、その事業所への就職を諦めざるを得ないことがある。就職後、現場従業員の理解が得られないことがあるので、障がい者雇用に取り組む企業への啓発事業の展開。

テーマ	主な回答内容
小松島市が障がい福祉施策の展開を進めるうえで，特に重点的に取り組むべき課題	・障がい者の生涯学習支援。
	・施設入所されている方に対しても、日中の創作活動や生産活動の場を提供するにあたり、地域や他の障がい者との交流や連携を多く持ち、重度の方でも参加できる活動の場を増やし、ライフステージに応じた切れ目のない施策にしてほしい。
	・地域住民、事業所職員、行政職員の意識改革が必要。
	・「地域生活支援拠点等の整備」「基幹相談支援事業所の設置」の２点は全国的に推し進められる必要があり、これらが整うことで更なる横の連携などが生まれてくるのではないかと考える。市独自の地域に密着したサービスの開発なども現在の地域創生には重要だが、全国一律の標準的なサービスも大切と考える。
	・A型事業所の運営は厳しさを増し、利用者の最低賃金は年々上がっているがそれに値するような作業はなかなか見つからない現状がある。事業所に作業への営業活動をすべて任せるのではなく、自治体で作業推進の窓口を作る等、自治体ももっと協力すべきであると考える。
	・一般就労推進に関し、公共交通網の整備には莫大な経費と時間が掛かる為、職場近くの民間アパートの借り上げ（家賃）補助やそれに伴う家事支援サービスの強化、また、グループホームの増所と適切な配置について、設置事業者との調整や優遇措置は検討できないか。
	・在宅で過ごす方が多くなる中で、高齢化していく保護者への支援。
	・防災対策、成年後見制度の促進、地域生活支援拠点事業等が必要と考える。
	・基本理念「障がいのある人もない人も みんながいきいきと暮らし 支えあうまち こまつしま」 理念にあるような「支えあうまち」を目指す為、様々なイベント等を市民で楽しめる場を増やしてほしい。
	・「ひのみね総合療育センター」、「児童発達支援センター めだか」、「発達障がい者支援センター ハナミズキ」、「みなと学園」と、障がい福祉の核となる施設が集中している立地を活かし、スキルアップの場、情報提供の場、意見交換の場等を設けていただくことで連携の強化を図り、小松島市の強みにしていただきたい。
その他の意見	・新型コロナウイルス感染症等、新たな課題は今後も起きうると思われる。サービスやシステムがなく対応できないことも現れると思うが、柔軟に対応し、地域で生活する障がいのある方の安心安全な生活が保障されるようにしていただきたい。
	・小松島市役所における会計年度任用職員募集における障がい者雇用枠の設置はできないか。

（５）障がい者団体へのヒアリング調査

①調査の概要

調査対象	小松島市身体障害者連合会、花みずき21世紀会、花みずき家族会、小松島市手をつなぐ親の会、小松島市手をつなぐ育成会、小松島市ろうあ者協会、小松島市社会福祉協議会
実施期間	令和２年１０月
調査方法	ヒアリングシートを配布の上、懇談会形式による聞き取り

②主な聞き取り結果

テーマ		主な聞き取り内容
啓発・交流	取り組みの現状	・子ども手話教室。
		・各学校に出向いて車いすについての学習の実施。
		・市の委託を受け、手話講座の開講や小中学校へ講師派遣を行う。（授業に市から委託）
		・他の障がい団体と行事を通して交流している。
		・障がい者理解のパンフ配布。
		・県や本市等から講師を招いて各研修会を実施している。
		・相談支援員や社会福祉協議会（傾聴ボランティア）との対話、Kフレンド、福祉まつり、ふれあいコンサート等により地域とのふれあいの場づくり。又地域内の散策や草むしり、買い物などにより交流の機会が増え、住民との対話も多くなっている。
	課題や今後の取り組み	・今後は、小学校や中学校との交流を通じて、心のバリアーを取ったり、教育に参加したい。
		・経済的支援が必要。
		・交流ができる場所、機会の提供。
		・バリアフリーに関するサインやシンボルマークについて広めてほしい。
		・理解と協力（そっと温かく見守る、視線）がほしい。
		・投票に行く際、誘導の仕方が雑。職員を教育する必要あり。
		・行事の案内や個別相談等を目的として会員宅を訪問した際に、本人はもちろん、家族や近隣住民の方の理解が得られていない実態がよく見られる。心のバリアフリーの研修会や各種イベントを通して、誰もが当たり前のように障がい等に対する理解を深め、自分とは異なる条件を持つ多様な人々とのコミュニケーションを実践する社会が実現していけるよう、工夫や努力をしていく必要があると痛感している。
		・会員の高齢化に伴い、会員が減少している。本人が自宅におらず（施設にいる）、若い方への勧誘もないのが現状。
		・まだまだ当事者自らの逆差別意識がぬぐい切れない。当方でも（メンバー、当事者）との用語を使用せず、「利用者」と呼ぶことから始めたが、障がいのある利用者の多くは「障がい者」「健常者」と呼んでいる。
地域福祉・緊急時の支援	取り組みの現状	・災害時避難所を開設・各団体、ボランティア、市民の交流を目的に福祉まつりを開催している。
		・災害備蓄品の購入を進めている。
		・防災対策に関する研修の開催、県や本市等が作成した各種防災パンフレットや詐欺防止マグネット等の配布を実施している。
		・災害時コミュニケーション支援として市から助成を頂き、避難時のベストを作成。地域の防災訓練に参加し、聞こえない立場での情報発信を行った。（ネット119）

テーマ		主な聞き取り内容
地域福祉・緊急時の支援	取り組みの現状	・定期的に災害時避難場所までのルート確認、所要時間の再確認、備品や非常食の確認や利用時の講習など行っている。又、そのパネルも作って目に付くようにしている。
		・道路の草むしりをしたり、清掃をするなど、地域住民とのふれあいの場を多くする。
		・福祉避難所になっている。
	課題や今後の取り組み	・障がいのある方用に個別に部屋を用意することが困難である。
		・障がいのある方が来場しやすいように駐車場を確保したり、車いすでも乗車できるタクシーを用意しシャトルバスとして運行。
		・感染症、罹患時（本人及び支援家族）の対応。介護者がコロナになった場合の対応について。（例えば、家族の人が感染すると施設への通所を拒まれるなど、必要なサービスの使用が難しくなる。障がい児者が家庭にいる場合の対応について、提案やマニュアルがほしい。）
		・災害時に対応できるヘルパーさんをもっと増やしてほしい。通所施設は対応してくれない。（台風でも休みになる）
		・訓練したことがない。（トイレの位置もわからない）
		・多数の会員から、災害が発生した際、速やかに情報を知らせてもらえる体制を作ってほしいとの要望があったが、会員の家族の方から個人情報の観点による反対意見多数で、この案件については断念した。また、災害時の避難場所における生活やその後の対応等に関しては、普段から防災活動への定期的且つ積極的な講習会等を開催し、不安の軽減に努めてほしい。
		・避難場所の確認をしたい。
		・会員になっていない人も含め、聴覚障がいの方に広報、啓発していきたい。聴覚障がいの方を１ヶ所に避難できるようにしてほしい。
		・当地域での防災訓練に参加したことがないので、是非参加する機会を得たい。その際障がい者対応が施設スタッフだけでは限界があると思うので、通常の場合（障がいのない人）よりも理解しやすいマニュアルの作成を、市や関係機関にお願いしたい。
療育・教育	取り組みの現状	・難聴児向けの教育相談の場で知り合ったりする。
		・相談事業を通じて、早期に障がいの有無を自覚させる。その上で関係機関へつなげると共に、当作業所へ遊びに来るよう誘っている。（その際、家族も障がいを認めたくない場合が多いことを認識したうえでのこと）
		・支援学校の実習の受け入れ。
	課題や今後の取り組み	・難聴児の家族に対して、先輩としてや難聴児を持つ家族として交流や情報交換の機会を作りたいと思っている。本来であればイベントを企画してそこに集まっている市に話を聞きたい。
		・学校において障がいに関する教育をすすめ、気づきを早くする。
		・18歳で卒業して、すぐに働くということは、障がいのある子ども達には負担が大きいと思うので、専攻科２年等の制度があれば練習ができて良いと思う。
雇用・就労	取り組みの現状	・就業支援施設との連携により就業につなげてきたが、最近はほとんど実績なし。最近では、就業継続支援B型ばかりである。
		・仕事の単価が安く、給料を好きに使えない。職員や理事、評議員のネットワークで仕事を紹介してもらっている。
	課題や今後の取り組み	・話しやコミュニケーションのずれがあるので難しい。指示の通り出来たと思ったら違っていたということがよくあるので、見える化（文字化）が必要。
		・３年以内に就業継続支援B型に入所した方は５名であるが、今後もまずそこから始めさせて良いかと思っている。現状では残念ながら、就業継続支援B型から先へ進んだ方はいない。
		・独自の物作りを考えているが、良い案が出てこない。安定した収入が得られるように取り組みたい。

テーマ		主な聞き取り内容
社会参加	取り組みの現状	・市からの委託による、重度障がい者移動支援事業。福祉機器リサイクル事業の実施。
		・屋内プール（温水プール等）など、市外に出向いている。
		・「三障がい合同体育大会」の開催。
		・県のリフトバスを使って遠足に行ったり、福祉センターでクリスマス会をしている。
		・歌のつどい（月１回）を行い、声の出し方や歌い方を練習している。
		・全国大会、中四国大会、県身連の開催する各種会議やイベント、関係団体の研修会への参加、障がい者が関わる施設見学、小松島市の三障がい（身体・精神・知的）の団体が協調して行う体育大会を開催している。
		・手話通訳派遣、手話奉仕員派遣の委託を受け行っている。
		・夏まつり、福祉まつりに参加。遠足で社会参加。
社会参加	課題や今後の取り組み	・移動支援事業については、リフトカーの老朽化と人材不足が問題となっている。安全にサービスを行うためにリフトカーの整備に努めているが、予算の関係もあり現状維持が精一杯である。今後、他機関の助成も利用可能であれば考えたい。
		・生涯学習や文化、スポーツ活動の場を作ってもらいたい。
		・スポーツ大会への参加支援。
		・マスク等がつけられない、嫌がる方がいる為、人目が気になる。
		・現在80人の会員がいるが、活動には15～20人程しか参加していない。社会参加を促進するには人材が必要。来れない方がなぜ来れないのかを把握しないと解決しない。
		・通訳派遣について、もっとアピールしたい。コロナ禍での通訳体制を整えたい。
		・利用者の中には身体の弱い者が多いため、無理のない範囲で実施している。
保健・医療	取り組みの現状	・10年前は歩行訓練をしていたが、今はなし。
		・身体の弱い方が多く、万一の場合に備えて、保健所や病院、養護学校との連携を深め諸々の相談に乗ってもらっている。
	課題や今後の取り組み	・健康づくりに関する活動があれば参加したい。リハビリ（PT・UT）を受けているが、現状維持するためにも、医療体制の充実に期待している。
		・最近は徐々に保健所との関わりが少なくなりつつあるので、当方より積極的に働きかけをしていく。当施設利用者は一人暮らしが多く、又父母も高齢化している。体調が悪くなった際、ショートステイのできるような病院や施設（一時グループホーム空室等）がほしい。
		・保険には入ることができるが、選択ができるほど多くなく、大病した時など心配。
情報提供・相談支援・権利擁護	取り組みの現状	・成年後見制度検討部会を設置。
		・相談支援事業所が少なく、市外の事業所にて相談支援を行っている。
		・声の広報の配布。（テープ）
		・情報提供として、パンフレットを市役所介護福祉課窓口に置いてもらったり、障がい理解啓発キャンペーンイベントの際に、一般の方に啓発用パンフレットを配布したりする予定。
		・家族会広報誌「みんなねっと」の無料配布～購読拡大運動を進めている。
	課題や今後の取り組み	・今年から市と勉強会を開催。補助金がもらえるタイミングの令和３年度末に開始。地域福祉計画との整合。
		・事業所設立希望。相談支援専門員を増やす。
		・新型コロナウイルス感染予防対策のため、活動の手段を見直していかなければならないが、本会はWebを用いた活動は難しいので、電話や郵送等をより充実させて情報提供や相談支援に努める予定。
		・権利擁護は内容が難しいため、当事者が理解できるよう、分かりやすく説明等してほしい。
		・限られた人物からの相談が多いので周知をすすめる。又、市役所内における障がい者や家族の相談の為、小さな相談室がほしいとの声もある。

テーマ		主な聞き取り内容
福祉サービス	取り組みの現状	・日常生活自立支援事業の実施。
		・福祉サービスについては個々で情報を収集している。
		・会員が集まった時に相談や話し合いをしている。
		・在宅生活の支援や各種制度の活用について役員が個別相談等でアドバイスしている。
		・手話通訳者が常に市役所にいるよう働きかけ。
		・まだまだ在宅の障がい者が多いのではないかと思う。当支援センターへの問い合わせがあっても、そのままになり来所しない人も多い。
	課題や今後の取り組み	・生活支援員の確保。
		・様々な事業所が集まり、サービス内容を説明してもらえるような機会がほしい。
		・デイを利用するための計画書の手続きがややこしい。
		・より専門的に、いつでも誰もが何でも相談できる小松島市で専属の障がい者トータルコーディネーター的人材の設置を行ってはどうか。
		・市設置の通訳者はろう者にとっての要であるため、常に（市役所が開いている時間）いるように求める。
		・再度、当所からの呼びかけをすることもためらわれるので、市広報等での周知の回数を増やし、気軽に足を運べるようにできないかと思う。
生活環境	取り組みの現状	・福祉センターの和式トイレを洋式トイレに改修予定。来館者用に車いすを用意。
		・県肢連が主催の「バリフリBOX」というイベントがある。
		・市に要望して、点字ブロックを増やしたり、電柱を動かしてもらった。
		・よく使用する建物について、障がいのある方に配慮しているか等、役員が個別相談等で聞き取りをしている。
		・裏道など、視力の不自由な人は近くの安全と思われる道路までスタッフが送る場合がある。
	課題や今後の取り組み	・施設の老朽化や設備により、今後改修や修理が困難である。館内にはエレベーターがないので、設置をしたい。（市への希望）
		・障がい者のための国際シンボルマークがある。
		・駐車場を屋根付きにする。
		・多目的トイレを増やす。障がい児の目線で使いやすい高さの手洗い場やトイレがないので欲しい。
		・ハード面では、基幹の設置を予定している。
		・用水路に柵やフェンスがつけられない。（法的に）
		・線路の溝が危ない。
		・障がいのある方に配慮した建物は高齢者の方や一般の方にも利用しやすい環境となるが、建物関係は予算の関係で改善できないことが多いと推測する。今後新たに公的な建物を建てる時や改築の際には、設計段階で設計士の方々と障がい者が意見交換を行う機会を設けてもらえたら良いと思う。尚、勿論予算が取れれば可能な限り施設の充実に努めていただきたい。
		・情報（音声）の見える化に取り組んでほしい。
		・交差点では（「市役所前」のように音声で）歩道の歩行可の合図があるところが少ないので、どうにかならないだろうか。
		・改修には補助があるが、古い家は耐震等の費用が掛かる。一般の人でも負担が大きいと思っているのに障がい者の人はもっと大変。補助の上乗せ等考えてほしい。

テーマ	主な聞き取り内容
障がい者支援をする上での活動上の問題点や改善すべき課題	・障がいのある人の社会参加の促進をはかる事業の実施、情報提供等を行っているが、活動等に参加される会員の方々は２割程度で、情報提供のみの方が殆どとなっています。会からの個別対応は難しいので、行政から何か行えているのか知りたい。
	・福祉センターにエレベーターがほしい。
	・今までは定期的に会員が集まり話し合いをして行事などを進めていたが、現在はコロナウイルスの影響で集まることができないため困っている。会を広げるより、今の活動を維持していくことが大変。
	・職員の数が足りないというより一人の仕事量（事務報告）が多すぎる。サポートを充実させるには人数が必要。施設の増設、回収費用の支援。
	・当活動支援センターは原則として、三障がい全てにわたり受け入れをすることになっているが、スタッフの能力に限りがあるので、他の障がい団体や障がい施設との連携が欠かせない。
	・新しい作業を増やしたいが、現メンバーに可能な作業が見当たらない。
	・作業をして少しでも収入を得たい人と、ゆっくり1日を過ごしたい（居場所を求めている）人とばらつきがある。
これから力を入れていきたい活動内容	・福祉に係わる映画の上映会。
	・行事、健康づくり活動の際、ヘルパー等では限界がある為、ボランティアを育成できる様な研修会等を行う。
	・体操コーチを招いての体力作り。（マラソン・プール等）
	・組織拡充の意味から、障がい者推進活動に興味を持ち、協力していただける人材の確保、育成を最重要課題としたい。その為には、相談事業を更に重視し、会員個々が現状においてどのようなことを求めているのかを把握することが大切だと考える。
	・コロナの影響で様々なことができなくなり、限界を感じている。（直接会うこともできない。リモートの使い方が分からない会員もいる。）
	・スタッフ教育の場を増やしていく。他の事業所や施設への見学や勉強会への参加等をして、簡単な新しい作業を発案、協力していただけるボランティアを探す。
	・障がいの有無に関わらず、みんなが幸せに暮らせる”あたりまえ”の生活ができたらと思う。
活動をする上での行政に対する要望	・行政からも、新たに療育手帳を持つ家族の方々に、団体のことを知らせていただきたい。
	・個人情報保護の観点から、市役所からの各障がい者の情報提供はしてもらえないので、組織強化における別手段や各種福祉政策等について市担当部局と定期的に協議する場を設けていただきたい。
	・活動費、保険料の免除。
	・日常生活用具の補助。手帳所持者だけで、その家族が使えないこともある。
小松島市が障がい福祉施策の展開を進めるうえで，特に重点的に取り組むべき課題	・団体の会員が減少しており、このままでは継続困難になる。市役所の方々にも、会員を増やす為に協力していただきたい。
	・それぞれの身体の状態等によって異なるが、可能な方においては、まず障がい者の自立と制度の充実という観点において、障がい者サイドは与えられる福祉から築く福祉へ、そして行政サイドは提供する福祉から尽くす福祉へと根本的な考え方の転換が必要かと思う。
	・コロナ問題など、精神障がいへの福祉政策が益々必要になってくるのではないか。
その他の意見	・予算のことがある為、他の地域のような障がい者施設を設置するのは難しいかと思うので、前項でも記述したが、いつでも誰もが何でも相談できる、専属の障がい者トータルコーディネーターの設置を考えていただきたい。

第３章　第４期障がい者プラン

【施策の体系】

基本目標	施策の方向	基本施策
１． みんなが互いに認めあい、支えあうまち	（１）理解と交流の促進	①心のバリアフリーの促進
		②福祉教育の推進
		③ふれあい・交流活動の促進
	（２）情報提供・相談支援の充実	①障がい特性に応じた情報提供の充実
		②相談支援体制の強化
	（３）差別の解消・権利擁護の推進	①差別の解消の推進
		②権利擁護の推進
２． だれもが輝き、自立した生活を送れるまち	（１）療育・教育の充実	①早期発見・早期療育体制の充実
		②障がいのある子どもの子育て支援
		③学校教育における内容の充実
		④教育施設の整備・充実
		⑤進路指導の充実
	（２）雇用・就労支援の充実	①就労支援体制の充実
		②障がいのある人の雇用促進
		③相談支援・職業リハビリテーション体制の充実
		④福祉的就労の場の充実
		⑤福祉的就労の場の安定運営と機能強化
	（３）社会参加の促進	①外出支援の充実
		②意思疎通支援の推進
		③生涯学習・文化・スポーツ活動などの振興
３． 安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち	（１）保健・医療体制の充実	①健康づくりの推進
		②地域における医療体制の充実
		③地域リハビリテーション体制の充実
		④こころの健康づくりの推進
		⑤精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実
	（２）地域福祉・緊急時支援の充実	①地域福祉活動の推進
		②ボランティア活動の推進
		③防犯対策の充実
		④防災対策の充実
		⑤感染症対策の推進
	（３）福祉サービスの推進	①在宅生活の支援
		②日中活動の場の充実
		③生活の場の確保
		④各種制度の活用促進
	（４）生活環境の整備	①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
		②移動しやすい環境の整備
		③だれもが暮らしやすい居住環境の整備
		④障がいのある人に配慮した住まいの拡充

１．みんなが互いに認めあい、支えあうまち

（１）理解と交流の推進

本市における現在の主な取り組み

・障がい者理解啓発キャンペーンや障がい者の人権をテーマとした研修会の開催等、障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行っています。
・小中学校における車いす体験の指導や障がい者理解促進授業の実施、地元企業の協力による職場体験学習等、幼少のころから障がいのある人への正しい理解と認識を深めることができるよう努めています。
・社会福祉協議会やボランティア、施設、福祉関係者で福祉まつりを開催し、交流の機会を提供しています。

①心のバリアフリーの促進

地域共生社会の実現に向けては、市民の正しい理解と認識を深め、家庭や地域、学校、職場などのあらゆるところで、障がいのある人への偏見や差別を解消していく必要があります。そのため、広報紙、ホームページ、市フェイスブック等、多様な情報媒体を活用するとともに、障がい者理解啓発キャンペーンや障がい者の人権をテーマとした研修会の開催等の様々な機会を通じた広報・啓発活動を推進します。

また、国や県及び関係機関などが作成する啓発パンフレットや主催するイベント等についても有効活用を図り、正しい理解の促進に努めます。

②福祉教育の推進

子どもたちが幼少のころから障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校・幼稚園などにおける活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

また、あらゆる年代の市民が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障がいのある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

③ふれあい・交流活動の促進

地区社協やボランティア、施設、福祉関係者で実行委員会を組織している福祉まつり等、イベントを通して顔の見える関係づくりを構築するとともに、障がいのある人同士や一般の市民との交流の機会を提供し、住民同士が必要な時に助け合うことができる関係づくりを促進します。

（２）情報提供・相談支援の充実

本市における現在の主な取り組み

・声の広報の発行や、ウェブアクセシビリティの向上に向けたガイドラインを作成する等、すべての方が情報を手に入れる事ができるよう、多様な情報発信に努めています。
・市の相談窓口に社会福祉士、手話通訳士、保健師等の専門的な知識を有する職員を配置するとともに、庁内外で連携し、相談支援体制の充実を図っています。

①障がい特性に応じた情報提供の充実

広報紙やパンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化等を促進し、障がい特性に関わらず全ての方が必要な情報を得ることができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

また、障がいのある人が利用できる福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動など、幅広い情報の発信に努めるとともに、障がいのある人やその家族などの意見を取り入れ、適切な情報媒体の活用や情報内容の見直しを図ります。

さらに、災害や大規模感染症の発生時に、必要な人に必要な情報が届くよう、関係機関と連携した情報提供体制の整備に努めます。

②相談支援体制の強化

令和５年度までに阿南市、那賀町との広域で基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者や自立支援協議会等と連携し、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援体制の確保を図ります。加えて、市内外の相談支援機関、障害者相談員、地域福祉活動関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

【基幹相談支援センターのイメージ】

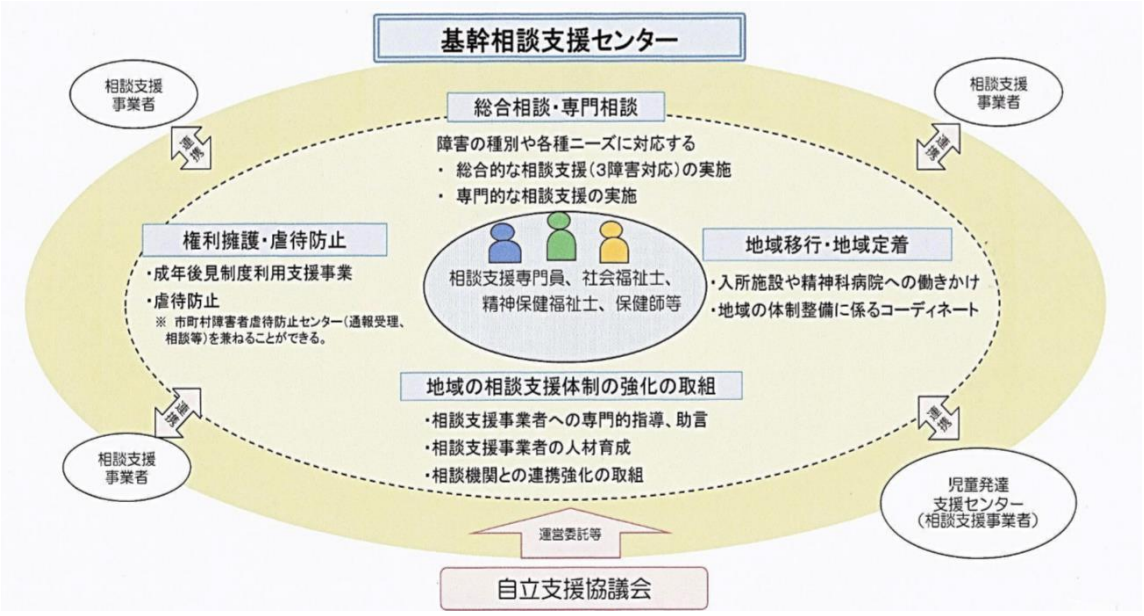

（３）差別の解消・権利擁護の推進

本市における現在の主な取り組み

・本市、阿南市、那賀町との広域で南部Ｉ障がい者差別解消支援地域協議会を開催し障がい者差別解消に取り組んでいます。
・障がい者相談支援事業所に相談支援事業、虐待の防止と対応事業を委託する等、関係機関と連携して虐待の防止に努めています。
・本市、阿南市、那賀町の２市１町で設置している障がい者虐待防止センターを活用し、虐待の早期発見や相談支援の充実を図っています。
・日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用の普及啓発や情報提供、相談受付を行う等、判断能力が十分でない人が安心して過ごせる環境の整備に努めています。

①差別の解消の推進

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、障害者差別解消法が平成 25 年６月に制定、平成 28 年４月１日に施行されました。しかし、本市のアンケート結果では、一般市民の障害者差別解消法の認知度は２割程度にとどまっていることから、差別の解消や合理的配慮の普及をめざし、広報・啓発活動の中で障害者差別解消法や合理的配慮等について周知を行います。

②権利擁護の推進

障がいのある人の権利を擁護するため、判断能力が十分でない人のための成年後見制度について、地域において権利擁護が必要な人を把握して利用に結びつけるため、福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家・行政などと連携した地域連携ネットワークの構築、及びその運営の中心となる中核機関の計画的な整備に努めます。これらの体制整備を通じて、相談支援を充実し、個々の実情に合わせた申請方法への対応を行う等、内容の充実を継続して行います。同時に、制度の認知度が低いという現状を踏まえ、日常生活自立支援事業等とも併せた普及啓発や情報提供の充実に努めます。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、対象者を支援する福祉・医療・関係職員向けの研修会を開催する等、サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めます。

２．だれもが輝き、自立した生活を送れるまち

（１）療育・教育の充実

本市における現在の主な取り組み

・保健センターにおいて関係機関と連携し、発達相談や幼児教室を開催しています。
・児童の実情に応じた備品の整備やバリアフリーの推進等、ハード面の整備も実施しています。

①早期発見・早期療育体制の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診で疾病又は心身の発達に精密検査が必要と診断された乳幼児への精密検査受診券の発行を継続し、速やかに適切な医療を提供できる体制を整備します。加えて、乳幼児健診や相談などで把握した発育発達上の見守りや支援を必要とする子どもや保護者に対し、関係機関と連携し、健やかな成長への支援を行います。

また、学校においては、健康診断による疾病の早期発見と事後指導を徹底し、早期治療を進めるとともに、健康教育や健康管理を充実し、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。

②障がいのある子どもの子育て支援

ともに学び、育つという視点のもと、障がいのある子どもの保育所(園)や放課後児童クラブなどへの受け入れ体制の整備・充実を図ります。

また、児童発達支援事業の無償化を継続し、経済的な負担の軽減を行うとともに、市の相談窓口や家庭相談員、各関係機関の連携による障がい児等に関する相談支援を行い、心理的な負担の軽減にも努めます。

③学校教育における内容の充実

子ども一人ひとりに応じた教育を行うために、引継ぎファイルの正しい理解推進のための特別支援学級新担任者研修会や、児童理解のための協議の定期開催、特別支援教育コーディネーター研修会等を継続して実施し、障がいのある児童生徒についての教職員の正しい理解を深め、障がいのある子どもが安心して教育を受けることができる環境の整備に努めます。

また、学習活動・行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関などとの交流・連携を促進するとともに、保護者、地域住民などとの交流を進めます。

④教育施設の整備・充実

障がいのある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、個々の障がい特性や実情を考慮した備品等の整備を行うとともに、緊急時の避難場所や体育館開放などの利用にも配慮し、学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備などの充実に努めます。

⑤進路指導の充実

障がいのある子どもの持つ可能性を伸ばすとともに、できる限り本人の希望に沿った進路を確保するため、就労・福祉の関係機関や企業との連携を強化し、義務教育修了後の進路拡大を図ります。また、本人の意向を把握するとともに、能力・適性や障がい特性に応じた適切な指導・助言を行います。

（２）雇用・就労支援の充実

本市における現在の主な取り組み

・就業・生活支援センター等と連携した就労支援や、地域活動支援センターを通じた職業訓練等の支援を行っています。
・障がい者対象職員採用試験を実施するとともに、令和２年度には障がい者活躍推進計画を策定して、障がいのある人の雇用促進に取り組んでいます。

①就労支援体制の充実

一般企業・事業所への就労や福祉的就労など、障がいのある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援を進めていくため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。

②障がいのある人の雇用促進

障がいのある人を対象とした市職員の採用を行う等、率先して障がい者雇用を推進し、市内の企業への雇用促進等の働きかけを行います。

また、障がいのある人の雇用の促進と障がいのある人が働きやすい職場づくりを進めるため、本市各課及び市民や事業所などに対する普及・啓発活動などを推進します。

③相談支援・職業リハビリテーション体制の充実

障がいのある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労などを図るため相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。

④福祉的就労の場の充実

一般企業などで働くことの難しい障がいのある人に対し、各関係機関と連携して課題を共有、解決に向けた取り組みを進めるとともに、身近な地域において働く場や活動の場を確保できるよう、福祉的就労の場の環境づくりに努めます。

⑤福祉的就労の場の安定運営と機能強化

福祉的就労の場に通う障がいのある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、福祉的就労事業所の安定運営と機能強化を図るため、障がいのある人の雇用や障がい福祉事業への積極的評価基準を含んだ総合評価による入札、障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用に取り組みます。

（３）社会参加の促進

本市における現在の主な取り組み

・屋外での移動が困難な方に対し、移動支援事業や同行援護等を実施することで、生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援しています。
・手話通訳者や要約筆記者の派遣や、市役所窓口に手話通訳士を配置する等、意思疎通支援を実施しています。
・様々な運動教室や講演会等を開催し、障がいのある方の社会参加を促進しています。

①外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図ります。また、社会参加をより一層促進するため、自動車運転免許取得や自動車改造などの支援を行います。

②意思疎通支援の推進

障がいのある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行うとともに、積極的に社会参加が図れるよう、障がいのある人のコミュニケーション能力の養成などを支援します。また、市役所内にヒアリングループ等の設備を充実させる他、市の窓口において常に手話通訳士が対応できるようにする等、円滑なコミュニケーションのための環境整備に努めます。

③生涯学習・文化・スポーツ活動などの振興

障がいのある人が読書に親しむことができる環境整備を進める等、障がいのある人が生涯学習・文化・スポーツ活動などに参加できる環境を整備するとともに、講演会や運動教室等の情報を積極的に発信し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、活動への参加を促進します。

３. 安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち

（１）保健・医療体制の充実

本市における現在の主な取り組み

・月に一度、南部Ｉ障がい者自立支援協議会を実施し、地域課題の共有、総合的な支援に向けて、各関係機関の連携強化を行っています。
・徳島県が整備した、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島赤十字乳児院、みなと高等学園、発達障がい者総合支援センターを集約し、福祉･教育･医療が一体となった「発達障がい者総合支援ゾーン」を活用し、専門性の高い支援が行われています。

①健康づくりの推進

市民の心身の健康づくりを支援するため、健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査、保健指導、健康相談など保健事業の拡充を図る中で、障がいのある人の健康づくりを支援するため、保健分野と福祉分野の連携強化を図り、日常的な健康管理に関する知識の普及啓発、受診しやすい健診体制の整備などに努めます。

また、ライフステージや健診結果、障がい特性等に応じた健康づくり活動や運動教室に関する情報提供を行い、健康維持と同時に社会参加の促進を図ります。

②地域における医療体制の充実

障がいのある人が必要な医療等を必要なときに受けることができるよう、医療関係者の障がいへの理解促進など、関係機関との連携、情報共有のもとに、医療体制、地域リハビリテーション体制等の充実に努めます。

③こころの健康づくりの推進

「こころの健康」に対する市民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識や情報の普及啓発に努めます。また、行政の担当者に対しても研修を実施し、精神疾患への理解を深めることで、相談支援等のサービスの質の向上を図ります。

④精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

だれもが気軽に安心して相談できるよう、精神疾患などに関する知識の普及を図ります。また、受診や治療継続のために必要な医学的指導やケースワークなど相談支援体制の充実や、人目が気になり外出ができない方に配慮し、電話等による外出を必要としない相談窓口の整備を図ります。

（２）地域福祉・緊急時支援の充実

本市における現在の主な取り組み

・社会福祉協議会において、傾聴ボランティア事業を実施しています。
・障がい者災害時コミュニケーション支援ベストやシールの配布を実施しています。
・機会をとらえ、障がい者に対し、感染症予防の啓発を行っています。

①地域福祉活動の推進

障がいのある人への理解と交流を深め、障がいのある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民活動団体などによる地域福祉活動の活発化を図ります。

小地域における福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

②ボランティア活動の推進

障がいのある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への市民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、ボランティアセンターを通じた相談対応、ボランティアコーディネーターによる各種講座・研修の充実などによりボランティアの養成・確保を図ります。

また、関係機関との情報共有、ボランティア同士やボランティアと支援の必要な人との情報交換の支援を通じて、必要な地域において必要とされる人材が活動できるように努めます。

③防犯対策の充実

消費生活センター等の関係機関と情報共有を行うことで、消費者被害の事例等を把握するとともに、市民へ啓発活動を行うことで、障がいのある人などが犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努め、地域における防犯活動の充実を促進します。

また、イベント等が開催される際には、巡回による防犯パトロールを実施し、警察署や地区の防犯推進会などと連携しながら防犯体制の整備に努めます。

④防災対策の充実

障がいのある人などが地域で安心して暮らせるよう、自然災害や不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障がいのある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。

また、障がいのある方が迅速に避難できるよう、日頃から避難経路の確認を促すとともに、障がい特性等に応じたニーズを把握し、避難先の設備充実等の支援を行います。

⑤感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症対策についての国や県の方針も踏まえながら、障がいのある方にも必要な感染症対策の方法が伝わるよう、点字や音声、手話などの多様な情報提供による感染症予防の啓発に努めます。また、新型コロナウイルス対策を踏まえた各種事業の実施方法を検討します。

（３）福祉サービスの推進

本市における現在の主な取り組み

・生活自立支援センターの設置、生活支援コーディネーターの配置等、在宅生活への支援の充実を図っています。
・南部第１サブ障がい保健福祉圏域に属する３市町（小松島市・阿南市・那賀町）の広域において、３事業所に相談支援事業を委託し、障がいのある人それぞれにあった福祉サービスの情報提供や支援に努めています。

①在宅生活の支援

アンケート調査結果において約半数が「家族と一緒に暮らしたい」と回答していることからも、障がいのある人が自らの望む生活を実現するためには、在宅生活支援をより一層充実させていくことが求められており、障がいのある人を取り巻く状況や動向を踏まえながら多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるような各種生活支援サービスの充実に努めます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、限られた社会資源の中で障害福祉サービスの公平な利用を図る観点から、サービスの適正化をより進めていきます。

②日中活動の場の充実

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、徳島県や関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

③生活の場の確保

障がいのある人が地域社会の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、障がい者支援施設の利用者や精神科病院の長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、南部Ｉ障がい者自立支援協議会、居住専門部会で協議し、関係者とともに取り組みを進めます。また、利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しながら生活の場としての施設サービスの充実に努めます。

④各種制度の活用促進

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携して円滑なサービス利用を促進する等、有効活用を図ります。

（４）生活環境の整備

本市における現在の主な取り組み

・移動が困難な障がいのある方に対し、移動支援事業を実施しています。
・重度身体障害者住宅改造助成事業や身体障がい者に対する住宅改修事業、知的障がい者や精神障がい者に対する障がい者住宅改修支援事業等を実施し、居住環境の整備支援に努めています。

①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

小松島市都市計画マスタープランに位置付けられた都市施設整備の方針に基づき、道路・公園など都市施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進め、誰もが安全で快適に暮らせる都市空間の形成を図ります。

②移動しやすい環境の整備

だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善を進めていきます。

また、屋外での移動が困難な方に対する移動支援事業について、利用者のニーズを把握しながら様々な場面に対応できるよう充実を図ります。加えて、障がいのある人が移動手段として路線バスを利用しやすくなるよう、ノンステップバス車両の導入を推進します。

③だれもが暮らしやすい居住環境の整備

公営住宅においては、障がいのある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう、新たな施設整備等の際には、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。

また、居住環境のより快適な改善をめざし、住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。

④障がいのある人に配慮した住まいの拡充

公営住宅における障がいのある人や高齢者の入居資格を優先するなど入居要件の緩和に努めます。

また、南部Ｉ障がい者自立支援協議会・居住専門部会メンバーに宅地建物取引業協会会員を含めた関係機関と協議し住まいの拡充に向けた取り組みを進めます。

第４章　第６期障がい福祉計画

１．第６期障がい福祉計画における成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【市の考え方】

国の基本指針では、施設入所者の６％以上を地域生活へ移行、1.6%以上減らすよう示されています。

本市における令和元年度末時点の施設入所者数は 75 人であり、国の指針を踏まえた上で、４人以上を地域生活へ移行、施設入所者数を 73 人以下にすることを目標として設定します。

【国の指針】

国の基本指針１	【地域生活移行者の増加】 ・令和元年度末の施設入所者の６％以上が地域生活へ移行 【施設入所者数の削減】 ・令和元年度末時点の施設入所者の１．６％以上を削減

【市における目標】

	項　　目	数　　値
基準値	令和元年度末時点の施設入所者数	７５人
目標値	令和５年度末時点の地域生活移行者数	４人（５．３％）
	令和５年度末時点の施設入所者数	７３人（２．６％減）

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【市の考え方】

国の基本指針において示されている項目については、徳島県が目標の設定を行うため、本市では目標値の設定は行いません。

ただし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、本市においても推進が必要となっており、南部Ｉ障がい者自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続、毎年度１回以上開催します。

【国の指針】

国の基本指針２	【精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数】（都道府県） ・平均３１６日以上 【精神病床における１年以上長期入院患者数】（都道府県） ・６５歳未満、６５歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定 【精神病床における退院率】（都道府県） ・入院後３カ月時点の退院率を６９％以上、６カ月時点８６％以上、１年時点９２％以上

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【市の考え方】

令和元年度末時点で未設置の地域生活支援拠点について、整備方法や拠点が備える機能の検討を行っており、今後も市及び圏域の状況を踏まえ、整備に向けて検討を行います。

【国の指針】

国の基本指針３	・各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ年１回以上運用状況を検証、検討

【市における目標】

	項　　目	数　　値
目標値	令和５年度末における地域生活支援拠点の整備数	検討

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【市の考え方】

一般就労への移行者数については、本市では全体の移行実績が少ないため、事業ごとの移行者数については目標を設定せず、移行者数全体の目標のみを設定します。

就労移行支援事業等の利用者で一般就労を希望する人たちへのサポートを図るとともに、就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携のもと、就労定着率の向上をめざします。

【国の指針】

国の基本指針４	【一般就労移行者の増加】 ・令和元年度実績の1.27倍以上　うち就労移行支援　1.30倍以上、就労Ａ型　1.26倍以上、就労Ｂ型　1.23倍以上 【職場定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上に

【市における目標】

①一般就労への移行者数

	項　　目	数　　値
基準値	令和元年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行した人数	５人
目標値	令和５年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行した人数	７人（１．４倍）

②就労定着支援事業利用者数

	項　　目	数　　値
基準値	令和元年度末における就労定着支援事業の利用者数	１人 （移行者数の２０％）
目標値	令和５年度末における就労定着支援事業の利用者数	２人 （移行者数の３０％）

③就労定着支援事業所数

	項　　目	数　　値
基準値	令和元年度末における就労定着支援事業所数	１カ所
	令和元年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所数	１カ所 （全体の１００％）
目標値	令和５年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所数	２カ所 （全体の１００％）

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

【市の考え方】

本市では、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児を支援する事業所の確保、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置、いずれについても既に体制が整備されています。

今後も継続して安定的なサービス提供が行われるよう、適切な働きかけを継続します。

【国の指針】

国の基本指針５	【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】（都道府県） ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保 【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保（圏域確保も可） 【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する（圏域確保も可）

【市における目標】

①児童発達支援センターの設置

	項　　目	数　　値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	２カ所（継続）

②保育所等訪問支援の充実

	項　　目	数　　値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施箇所数	４カ所（継続）

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

	項　　目	数　　値
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	３カ所（継続）

④医療的ケア児支援のための協議の場の設置

	項　　目	数　　値
目標値	関係機関による連携・協議の場 （小松島市・阿南市・那賀町との広域で 医療的ケア児支援部会を開催）	１カ所（継続）
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	３人（継続）

（６）相談支援体制の充実・強化等

【市の考え方】

国が「相談支援体制の充実・強化等」を成果目標としたことを踏まえ、阿南市、那賀町との広域で令和５年度までに基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を行うことができる体制を確保することに努めます。

【国の指針】

国の基本指針６	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

【市における目標】

	項　　目	数　　値
目標値	令和５年度末における基幹相談支援センターの設置数	１カ所

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【市の考え方】

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが求められています。こうした取り組みを着実に行い、障害福祉サービス等の質を向上させるため、市職員の研修への参加促進等を行います。

【国の指針】

国の基本指針７	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

【市における目標】

	項　　目	数　　値
目標値	障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	２０人
	南部Ｉ障がい者自立支援協議会等でのスキルアップ研修会を開催	年１０回以上

２．障害福祉サービスの内容と見込量

（１）訪問系サービス

【内容】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護等）を包括的に提供します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問系サービス	実利用者数（人）	176	196	216
	延利用量（時間分）	32,736	36,456	40,176

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障がいのある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科医療機関等からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、県が実施する人材育成事業等を活用し、人材の確保に努めます。また、サービスに関する情報提供に取り組むとともに、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

【内容】

サービス名	内容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援Ａ型	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援Ｂ型	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	実利用者数（人）	150	155	160
	延利用量（人日分）	33,900	35,030	36,160
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用量（人日分）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	11	13	15
	延利用量（人日分）	1,565	1,846	2,139
就労移行支援	実利用者数（人）	8	8	8
	延利用量（人日分）	1,024	1,024	1,024
就労継続支援Ａ型	実利用者数（人）	36	38	40
	延利用量（人日分）	5,904	6,232	6,560
就労継続支援Ｂ型	実利用者数（人）	70	70	70
	延利用量（人日分）	13,090	13,090	11,393
就労定着支援	実利用者数（人）	2	2	2
療養介護	実利用者数（人）	18	18	18
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	36	38	38
	延利用量（人日分）	1,440	1,483	1,483
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	10	10	10
	延利用量（人日分）	190	190	190

【見込量確保のための方策】

地域での生活を充実させるためには、日中の活動の場の保障が求められています。事業所等との連携を図り、個別のニーズへの対応をめざします。就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型については、特に知的障がいのある人、精神障がいのある人でニーズが高いサービスとなっています。障がいのある人の就労支援や工賃の向上等も含め、サービス提供体制を整備します。また、就労定着支援は、就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がいのある人が利用できるサービスとして、平成 30 年度から開始された新たなサービスであり、一般就労に移行する障がいのある人等に対してサービスの周知を行い、利用を促進します。

（３）居住系サービス

【内容】

サービス名	内容
共同生活援助	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助	実利用者数（人）	24	25	26
施設入所支援	実利用者数（人）	73	73	73
自立生活援助	実利用者数（人）	0	0	0

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の自立した生活や地域での生活を継続する観点からも、また、本計画で成果目標を定めた入院・入所している人の地域移行を促進する観点からも、居住の場としてのグループホームの確保が必要となります。また、障がいのある人や家族の高齢化、地域生活への移行が進むことから、居住系サービスは今後とも需要の高いサービスであり、相談支援事業所と連携し、施設入所者の積極的な地域移行につながるよう、住まいについての協議や住宅改修等による住まいの確保に努めます。なお、自立生活援助については、平成 30 年度から開始された新たなサービスであるため、入所施設やグループホームの利用者に情報提供し、サービスの利用を促進します。

（４）相談支援

【内容】

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス提供事業所との連絡調整等を行います。
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	対象となる障がいのある人と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	実利用者数（人）	425	465	505
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	0	0	0

【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、利用者の意向や心身の状況などを踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画などの作成を円滑に行えるよう、関係機関と連携し市内の事業所を中心とする相談支援体制の確立、相談支援専門員の育成や、サービス提供事業所の新規参入を促します。

地域移行支援、地域定着支援については、対象者が限られているため、計画期間中の利用は見込んでいませんが、必要に応じて支援できるよう、引き続き、人材の確保・育成の強化を図ります。

３．地域生活支援事業の内容と見込量

（１）必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【内容】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修･啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

すでに本市において毎年実施されている事業ですが、引き続き地域の実情や社会情勢を踏まえた事業の充実を図り、広報誌などの多様な情報媒体を活用し、障がいのある人に関する情報提供、啓発に努めます。

②自発的活動支援事業

【内容】

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

障がいのある人自らや家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図るとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、住民の自発的な活動を促進します。

③相談支援事業

【内容】

サービス名	内容
障害者相談支援事業 （ピアカウンセリング事業）	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、必要な情報の提供や相談を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的な相談業務を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を本市の相談員として配置する基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、必要な連絡調整等の支援を行います。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

相談支援事業所と適宜連携を図り、情報の共有に努めるとともに、県が実施する相談支援専門員の養成研修への参加の促進や広報・啓発活動などを行います。また、障がいのある人の高齢化に対応するために、サービス等利用計画と介護保険のケアプランによる適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）との連携に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

【内容】

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがない等の理由により審判の請求をすることが困難な人、資力がないために成年後見人等に対する報酬が支払えず利用できない人に対し、市長申立てや成年後見人等に対する報酬の助成を行います。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

今後、制度の認知や高齢化が進むことで、成年後見制度の利用ニーズの増加が見込まれており、それに対応できる支援体制を整備します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【内容】

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討

【見込量確保のための方策】

現在本市では実施していませんが、令和３年末までに中核機関を設置、社会福祉協議会で法人後見を実施できるような体制整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

【内容】

サービス名	内容
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者設置事業	障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者を設置し、聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、意思疎通の円滑化を図ります。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	115	118	126
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのある人の意思疎通支援を推進するため、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業の実施を継続します。また、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう、人材の確保と資質の向上に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

【内容】

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具など日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がいのある人用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がいのある人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具	給付件数（件）	5	6	7
自立生活支援用具	給付件数（件）	9	9	9
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	4	4	4
情報･意思疎通支援用具	給付件数（件）	8	9	7
排泄管理支援用具	給付件数（件）	1,422	1,444	1,471
居宅生活動作補助用具	給付件数（件）	2	2	2

【見込量確保のための方策】

日常生活の便宜を図るために、新しく開発された福祉用具などの効果的な物品の速やかな導入を検討します。また、技術発展による用具の機能向上等に合わせて、事業の効果的な運用に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【内容】

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための講座を実施し、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習終了見込み者数（人）	10	10	10

【見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成研修事業の実施により、奉仕員の確保と資質の向上をめざします。多くの市民が手話を習得することにより、市民の理解促進や聴覚障がいのある人との交流の促進につながるよう取り組みます。

⑨移動支援事業

【内容】

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
個別支援型	実利用者数（人）	58	58	58
	延利用量（時間）	7,300	7,300	7,300
車両輸送型	実利用者数（人）	5	5	5
	延利用量（時間）	587	587	587

【見込量確保のための方策】

ニーズの増加に対応するため、事業所やヘルパーの確保に努めるとともに、質の確保の観点から対策を検討します。事業所等と連携し、多様なニーズがあることを踏まえた柔軟な運用を検討します。

⑩地域活動支援センター

【内容】

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に対して、創作的活動及び生産活動の機会を提供し、障がいのある人の社会参加、地域生活支援を促進します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	1	1	1
	実利用者数（人）	14	14	14

【見込量確保のための方策】

医療機関から退院又は施設から退所して地域で生活している障がいのある人に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供することにより、自立と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターに期待される役割は重要であることから、今後も利用者の状況に応じた多様なサービス提供の継続を図ります。

（２）その他の事業（任意事業）

【内容】

サービス名	内容
福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障がいのある人が福祉ホームで生活する場合に、必要な費用の一部を助成し、経済的負担の軽減に努めます。
訪問入浴サービス	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において入浴することが困難な障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを確保します。
生活訓練等	パソコン講習、作業体験を実施する生活訓練等を実施し、障がいのある人の日常生活の質的向上に取り組みます。
日中一時支援	障がい者支援施設等に委託し、知的障がいのある人等の日中活動の場を設け、交流を促進するとともに、見守りや社会適応訓練等を実施することにより、介護者等の就労支援や休息時間の確保を図ります。
社会参加の促進	障がいのある人の体力増強や自分と異なった障がいを持つ人との交流を促進するため、障がい者体育大会や、余暇活動を行うスポーツ・レクリエーション教室等の開催、声の広報等の発行、自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業などを実施し、障がいのある人の社会参加を促進します。
権利擁護支援	障がいのある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の普及・啓発や障がいのある人の虐待防止に関わる取り組みを実施します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
福祉ホームの運営	実施の有無	有	有	有
訪問入浴サービス	実施の有無	有	有	有
生活訓練等	実施の有無	有	有	有
日中一時支援	実施の有無	有	有	有
社会参加の促進	実施の有無	有	有	有
権利擁護支援	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

事業の実施にあたっては、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会などの積極的な実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努めます。

４．障がい児を対象とする事業の内容と見込量

【内容】

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（又は利用予定）の障がいのある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもに、障がい児支援利用計画を作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

【見込量（年間）】

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	実利用者数（人）	24	22	20
	延利用量（人日）	2,592	2,376	2,160
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	127	132	137
	延利用量（人日）	18,034	18,744	19,454
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	7	7	7
	延利用量（人日）	43	43	43
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数（人）	151	154	157
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実配置者数（人）	3	3	3

【見込量確保のための方策】

障害児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場として引き続きサービスの充実に努めます。

障害児相談支援については、相談支援事業所と連携し、障がいのある児童やその家族を切れ目なく支えることができるよう、相談支援体制の確保に努めます。

第５章　計画の推進体制

１．計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況についてＰＤＣＡサイクル（Plan・計画 → Do・実行 → Check・評価 → Act・改善）の４段階を繰り返すことで、継続的な評価・点検、及び施策の充実・見直しについての検討を進めます。また、計画の進捗状況について、「南部Ｉ障がい者自立支援協議会」へ報告するとともに、市ホームページや広報紙等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く住民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

２．計画推進体制の充実

（１）庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

（２）関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障がい者施策の円滑な推進に向け、徳島県や、障がい福祉に関係する関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

（３）方針検討の場への障がいのある人の参画促進

障がい者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障がいのある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、福祉分野以外の委員会などへの障がいのある人の積極的な参画を図り、障がいのある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

（４）専門従事者の育成・確保

徳島県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障がい者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の人材育成に努めます。

（５）財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や徳島県に対し財政的措置を講じるよう要望していきます。

資　料

１．計画策定の経過

日　程	実 施 項 目
令和2年7月30日	第1回　計画策定委員会 ※新型コロナ感染症まん延防止のため書面審議に変更
令和2年7月27日～ 令和2年7月31日	書面審議 （1）計画の概要について （2）障がい福祉に関するアンケート調査について
令和2年8月14日～ 令和2年9月4日	市民アンケート調査の実施 障がい者・障がい児の保護者・一般市民
令和2年8月31日～ 令和2年9月14日	関係団体・事業所アンケート調査の実施
令和2年10月19日～ 令和2年10月28日	関係団体ヒアリング調査（調査票に基づく面談による聞き取り調査）の実施
令和2年12月3日	第2回　計画策定委員会 （1）委員長、副委員長の選出 （2）アンケート調査結果報告について （3）計画素案の検討について
令和2年12月25日～ 令和3年1月18日	パブリックコメント（意見公募）の実施
令和3年2月16日	第3回　計画策定委員会 （1）計画の最終案について

２．小松島市障がい者プラン及び障がい福祉計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）
第1条　障がい者が地域において安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし,本市における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し, 障害者基本法(昭和 45 年法律第 48 号), 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき, 障がい者支援施策の基本方針となる小松島市障がい者プラン及び障がい福祉計画, 障がい児福祉計画を策定するため, 小松島市障がい者プラン及び障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
（所掌事務）
第2条　委員会の所掌事務は, 次のとおりとする。
(1)障がい者プラン及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画を策定するための基本的事項の検討及び総合的調整に関すること。
（2）障がい者プラン及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画案の作成に関すること。
（3）その他障がい者プラン及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定に当たって必要と認められること。
（委員）
第3条　策定委員会は, 委員16人以内で組織する。
2　委員は障がい者施策に関し見識を有する者の内から, 市長が委嘱する。
3　委員の任期は, 委嘱の日から計画策定が終了したときまでとする。
（委員長及び副委員長）
第4条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
2　委員長及び副委員長は, 委員の互選により定める。
3　委員長は, 委員会の会務を総括し, 委員会を代表する。
4　副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故あるとき又は欠けたときは, その職務を代理する。
（会議）
第5条　委員会の会議は, 必要に応じ委員長が招集し, 議長となる。
2　会議は, 委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
（関係者の出席）
第6条　委員長は, 必要があると認めるときは, 委員以外の者に委員会への出席を求め, 意見を聞くことができる。
（庶務）
第7条　委員会の庶務は, 小松島市介護福祉課において処理する。
（その他）
第8条　この要綱の定めるもののほか, 委員会の運営に関し必要な事項は, 委員長が別に定める。

附　則

1 この要綱は令和2年7月 15 日から施行し, 本計画の策定が完了したときにその効力を失う。
2　第 5 条第 1 項の規定にかかわらず, 最初の委員会の会議は市長が招集する。

３．委員名簿

（敬称略）

	所　属		氏　名
委員長	徳島赤十字ひのみね総合療育センター	園長	中津　忠則
副委員長	小松島市手をつなぐ親の会	会長	長樂　千英子
委員	徳島赤十字ひのみね総合療育センター	地域連携課係長	小林　日登美
委員	小松島市医師会	副会長	谷　　義彦
委員	小松島市身体障害者連合会	会長	杉本　　勝
委員	NPO法人　花みずき21世紀会	理事長	上地　利夫
委員	小松島市手をつなぐ育成会	理事長	青柳　芳明
委員	児童発達支援センター　めだか	園長	里廣　理恵
委員	徳島公共職業安定所小松島出張所	所長	寒川　昌子
委員	徳島県立ひのみね支援学校	校長	林　　素弘
委員	徳島県立みなと高等学園	校長	青木　秀雄
委員	徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）	課長	濱堀　由美
委員	徳島県発達障がい者総合支援センター　ハナミズキ	次長	宮上　和美
委員	小松島市社会福祉協議会	会長	稲田　米昭
委員	小松島市役所	副市長	三宅　　祥壽
委員	小松島市役所	教育長	小野寺　勉

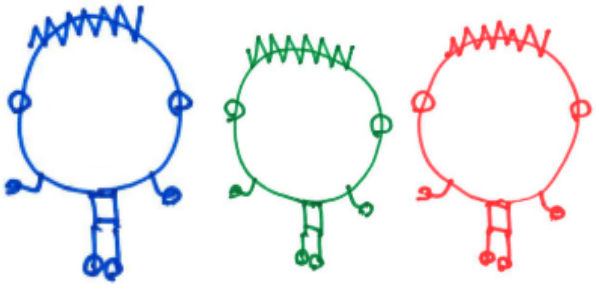

発行年月日 ： 令和3年3月
発　　行：小松島市
編　　集：小松島市　保健福祉部　介護福祉課
773-8501　徳島県小松島市横須町1番1号
TEL 0885-32-2279　FAX　0885-35-0273
Email　s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp